

# 第2回世羅町議会定例会会議録

令和3年6月3日  
第2日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和3年 第2回世羅町議会定例会 (第2号)

令和3年6月3日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

第 1 発言の取り消しについて

第 2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	高橋公時	2番	上羽場幸男
3番	上本剛	4番	矢山武
5番	向谷伸二	6番	田原賢司
7番	藤井照憲	8番	松尾陽子
9番	徳光義昭	10番	久保正道
11番	山田睦浩	12番	米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	石ヶ坪洋史	総務課長	広山幸治
財政課長	矢崎克生	企画課長	道添毅
税務課長	藤井博美	町民課長	山口徹
子育て支援課長	和泉秀宣	健康保険課長	宮崎満香
福祉課長	釣井勇壮	産業振興課長	大原幸浩
商工観光課長	前川弘樹	建設課長	福本宏道
上下水道課長	升行真路	せらにし支所長	山崎誠
教育長	松浦ゆう子	学校教育課長	脇田啓治
社会教育課長	荻田静香		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	黒木康範	書記	迫林威宏
囑託書記	貞光有子		

令和3年第2回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和3年6月2日・3日】

順番	質問者	質問事項
1	8番 松尾陽子	1 コロナ禍における避難と避難所運営のあり方は
2	10番 久保正道	1 地域医療を守るために病院再編は反対すべきである 2 畜産臭気公害と汚水公害対応について
3	1番 高橋公時	1 地方創生臨時交付金の活用は 2 自治センター指定管理者と自治振興（活動）について 3 学校給食基本構想・計画はいかに
4	2番 上羽場幸男	1 行政のデジタル化を推進するとは 2 スマート農業の推進はどのように図るのか 3 農業用ため池の管理及び保全について

【6月3日 一般質問 2日目】

午前9時00分 開 会

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 発言取り消しについて を議題といたします。

11番 山田睦浩議員から6月2日の会議における発言について会議規則第64条の規定により、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出があります。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） おはようございます。昨日私が行いました一般質問の「(・・・・・・・・・・削・・・・・・・・・・除・・・・・・・・・・)」  
「(・・・・・・・・・・削・・・・・・・・・・除・・・・・・・・・・)」の部分を取り消します。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（米重典子） お諮りします。

11番 山田睦浩議員の「発言取り消しの申出」を許可することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

よって11番 山田睦浩議員からの「発言取り消しの申出」を許可することに決定いたしました。

なお会議録については、会議規則第126条の規定により、議長において精査のうえ、処置いたします。

日程第2 昨日に続いて、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に 「コロナ禍における避難と避難所運営のあり方は」 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書により発言をさせていただきたいと思っております。

質問の前に昨日、たいへん私の体調不良でご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

体調管理についてはまた万全を期してまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。申し訳ありませんでした。

それでは質問に移らせていただきます。「コロナ禍における避難と避難所運営のあり方は」についてご質問させていただきます。

近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災害が頻発化、また日常化しております。

こうした自然災害に際してどう避難するのか。また、避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえて、感染症への対策に万全を期することが重要となっております。

発生した災害や被害者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り、多くの避難所の開設を図る必要があります。

また、避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難と避難所運営のあり方について具体的に質問させていただきます。

まずはじめに、可能な限り多くの避難所を開設することについてお伺ひいたします。

避難所として開設可能な公共施設等の活用については、政府の内閣府防災から検討するよう徹底がなされていると思っておりますが、ホテルや旅館等の活用について世羅町ではどうなっているのでしょうか。

また、福祉避難所の取り組みについてはどうなっているのでしょうか。

高齢者や基礎疾患のある方、障がい者、妊産婦など、優先的に避難させる人を事前に検討し、優先順位を決めておく必要があるのではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。松尾議員からいただきました「コロナ禍における避難と避難所運営のあり方は」のご質問にお答えをさせていただきます。

冒頭、議員からございましたように今、全国的に想定を超えます自然災害が頻発化しています。これまでも警報等が出るたびに町のほうでも体制を整えてきたところではございますけれども、現状では想定できないものがたくさんございます。その中でも避難所の運営については各地域のそれぞれ自治センターをはじめ、自主防災組織、また多くの方々にお世話になり運営ができております。職員もそれぞれ地域担当設けまして24時間体制でその避難所運営にあたるように手配をしているところでございますが、これまでもなかなかそういった災害想定できないこともあり、現場対応等もたくさんございますので、町民の皆様にはほんと安心していただけるためにはまだまだ努力が必要と考えているところでございます。

「避難所としてのホテルや旅館等の活用」のご質問でございます。

現在、町では、初期段階に開設を予定する指定避難所として自治センターなどを想定しております。その後、避難者の状況を見極め、せら文化センターやせらにしタウンセンター、そして、指定管理をお願いしている宿泊施設の開設を行うこととしてございます。指定避難所としましては、他にも体育館などを指定しており、現時点では、ホテルや旅館等の民間施設の活用については検討してございません。

また、「福祉避難所の取り組み」につきましては、指定避難所で生活することが困難な高齢者や障害者などの要配慮者の皆様が、安心して避難所生活を送ることができるよう、平成31年2月に「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」を町内の4事業所と締結をさせていただいております。

災害発生直後においては、要配慮者の皆さんも指定避難所で過ごさざるを得

ませんが、避難所生活が長期に及ぶ場合は、個々の健康状態や介護などの状況を把握し、指定避難所での生活が困難と判断される場合には、該当施設へ要請し福祉避難所を開設し、優先的に移っていただく流れとしております。

今後とも町民の皆様、それぞれ避難所についてはご要望等もたくさんございます。床に対してダンボールベッド等もやる方法もございますし、後ほどまた質問の中で出ると思うんですけれども、小さなお子様をお持ちの方々に授乳室を提供できるようなものをですね、購入し、運営できるようにしてございますので、さまざまな取り組みをですね、また議員からもご示唆いただく中で進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 今、ホテルや旅館等の民間施設の活用は考えていないというふうにお聞きしましたけれども、こういうコロナの状況下の中で、本当にもしクラスターが発生した場合にはこの旅館とか、ホテルとかいうものはすごい有効な隔離施設として使えるのではないかとというふうに考えるんですけれども、協定だけは結んでおくということは安全安心の担保として必要なのではないかと考えるんですが、その点はいかがでしょう。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。議員ご提案いただきましたホテル、また旅館等につきましてでございますが、国の方、内閣府等の呼びかけにもそのことが謳われております。

避難の目的地と言いますか、考え方として避難所、それから安全な場所の中のひとつとしてホテルもご検討くださいといった形で目的地のひとつとしてホテル、旅館が挙げられているところでございます。都市部におきましては、旅館等、そういった宿泊施設が多数あるわけで、そういった場合に自らが選ぶ安全な避難先のひとつとして挙げられているものでございます。

議員ご提案いただきました本町においての活用でございますけれども、あくまで民間の施設ということでですね、具体の協定等を結ぶにはまだ至っておりません。まず民間の施設ということで、営業としての影響等もございますの



で、具体的な活用にあたっては個々の調整とかですね、ご意見を伺うなどのところから始めていきたいと思います。今時点ではまずご自身で選ぶ避難先のひとつとしてご検討くださいというようなところに留まっている状況でございます。ご提案いただいたことにつきましては今後の課題として受け取らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） それとですね、福祉避難所については、町内の4事業所と協定を結んでいるというふうに先ほど答弁がありました。具体的にどの事業所がこの4事業所にあたるのか、教えていただいて、また明確にさせていただけたらと思います。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは福祉避難所協定を締結している事業所についてお答えいたします。町内で4事業所につきましては、葵の園・セラ様、せせらぎ園様、高竜園様、そしてみつば会様の4事業所でございます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） それと要配慮者が福祉避難所に移送される場合の状況なんですが、生活が困難と判断される場合にはというふうに今、おっしゃいました。その中で具体的にどういった状況でこれはもうここで生活するのがむずかしいというふうに判断をされる基準になるのか、それをご答弁いただけますでしょうか。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） 福祉避難所へ移動していただく方の基準でございますが、それぞれ個々の状況が個人によってさまざまでございます。基準的に設けている訳ではございませんで、保健師等がですね、避難所を巡回して、個々に状況をみさせてもらったり、お話しを聞いたりする中で、相談をさせてもらって、これは長期的に一般の避難所での滞在が困難である、支援が必要だと判

断して移っていただくという流れにしております。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） だから保健師さんの判断によって福祉避難所へというふうに、流れになるということによろしいでしょうか。

○ 福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○ 議長（米重典子） 福祉課長。

○ 福祉課長（釣井勇壮） 保健師はあくまで聞き取りをしたり、保健師の立場での判断になろうかと思えます。また保健師だけでなくですね、医療的にですね、かかりつけの先生とのほうも状況をお知らせする中で、判断を仰ぐことも想定をしております。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 最終的な判断はどなたが下すという形になるのでしょうか。

○ 総務課長（広山幸治） 議長。

○ 議長（米重典子） 総務課長。

○ 総務課長（広山幸治） お答えいたします。最終的な判断者ということでございますけれども、今時点でその体制が異なりますので、対策本部等があれば、本部長を通しての決定等になってまいります。

通常の災害対応の中で生じた場合には、まず所管しております総務課、福祉等、また健康保険課等、連携する中で決定していくといったことになろうと想定しております。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） やっぱりケースバイケースというあいまいな形になるのでしょうか。

次の質問に移らせていただきます。

分散避難の定着についてご質問させていただきます。分散避難所の定着、物資の、すいません、まちがいました。

次にですね、「避難とは難を逃れること」であり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えたうえでも、「安全な場所に逃げることを住民に改めて周知広報する必要があると思います。

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家、そういった場所を避難場所として検討するよう周知すべきと考えます。そのうえで、分散避難によって災害物資の届け先が増えるために、どう対応するのか、その検討しておくことが必要かと思えます。見解をお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 2点目の「分散避難の定着、指定避難所以外への物資の配送」等についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず「分散避難」につきましては、コロナ禍における避難所での3密回避の対策といたしまして、昨年からは町ホームページ、町広報、防災訓練や研修などにおきまして、周知を行っているところでございます。

議員のご質問にありますとおり、「避難とは難を逃れる」ということであり、「危険な場所から安全な場所へ移動することなどによって、安全を確保すること」となっております。

町では、「分散避難」の周知に先立ち、まずはお住まいの地域のハザードマップなどをご確認いただき、自宅やその周辺の災害の危険性を認識していただくことに取り組んでおります。

その中で、「安全な避難ルートによって、最も短時間で移動できる場所はどこか」ということを、町民の皆様自らがご検討いただくことで、「分散避難」の定着につながっていくものと考えております。

次に「指定避難所以外への物資の配送」につきましては、物理的な条件や被災の状況、移動手段の確保が困難であるといったさまざまな状況で、指定避難所への避難が困難な場合が生じてまいります。必要に応じて地域の集会所などへ避難されている場合にはそちらの避難先への物資配送も行っているところでございます。その中で、自主防災組織や自治組織の皆様のご協力を仰ぎながら対応する可能性もございます。

発災の直後や道路等の被害状況によりましては、物資搬送自体が困難な場合や、物資が不足してくることもございます。

住民の皆様には、是非とも最低3日間分の水・食料等をご準備いただくなど、有事に備えていただきたいと考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） まず分散避難については、昨年から町のホームページでも掲載されているというふうにありましたけれども、このホームページを検索するのが結構むずかしかったりするんですけども、私自身もホームページを取り出すのにかなり時間がかかってですね、自分の調べたい項目に直接アクセスできないというか、そういうことも感じております。そのアクセス数についてはどのくらいの方がアクセスしているかとかいうことはおわかりでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議員ご質問いただきました、この避難所等に関するホームページへのアクセス数でございますけれども、具体的な数字までは把握まではしておりません。申し訳ございません。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ホームページもなかなか検索しにくいというか、いうこともあるのでやっぱり今からデジタル化、今から進んでいくことではあるとは思いますが、もっと簡単にアクセスできる、そういうツールを使って、SNSを使ってですね、周知広報を図るということも大事なことはないかというふうに思います。その点についてはこれから検討があったりするのでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 現在ですね、ラインという通信アプリがあるんですけども、その地方公共団体プランというものがその中にございまして、この地方公共団体として活用するためのライン、この準備を今、進めております。できる

だけ早期にですね、ラインが有効に活用できるようにしてまいりたい、そのように考えております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）では、しっかりとそこは進めていただけたらというふうに思います。町では分散避難の周知に先立ってハザードマップを配布し、その確認をしていただくことでということでご答弁がありましたけれども、これまさにマイ・タイムラインを作成するということだと思っただけですけども、実際にマイ・タイムラインをどのくらいの方が立てていらっしゃるというふうにお考えでしょうか。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治）お答えいたします。マイ・タイムラインにつきましては、県等も広くですね、周知するように努力をいただいているところでございます。この具体の対応をいただいている、行っている数までは把握はしきれれておりません。

ただ、広くですね、たとえば学校の教材としてご提供いただいて、ご活用いただくなど、そういった形でご利用いただいているというところでございます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）このマイ・タイムラインの作成というのが本当に自分のこととして考えるという一番初期段階ということだとは思っただけですけども、とかく世羅町に関してはなかなか地震の発生もそんなに被害が大きくなるようなところではありませぬし、台風も割とはずれて通るといふ、何年に1回かは台風の被害があったこともありますが、比較的他の市町に比べるとそういう意味では災害の少ない地域ではあると思っただけですけども、そういう状況にあるがゆえに、自分とこは大丈夫、うちは大丈夫という考え方をされる方が非常に多いのではないかと、うふうに危惧をしております。

そういう観点からもいって、マイ・タイムラインの作成ということをもっと前面に出して、皆さんに災害について、避難について考えていただくということが

必要なのではないのでしょうか。そういう手立てを是非考えていただきたいと思うんですが、お考えはどうでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議員ご提案いただきますとおり、マイ・タイムラインの作成にあたっては、まず自分自身がどういった状況にあるか。そしてこういったことを想定したときにどういったことが考えられるか。まさに我が事として考える非常に有効な手段というふうに認識しているところでございます。

このマイ・タイムラインを活用いただくことで、具体の行動が自分の頭の中で整理できるといったことで非常に有効になってまいります。いざというとき、先ほど議員申されました、いざというときの災害のときにはそういった行動を具体的に実際に行うことで、自分自身、そして周りの地域の方々の行動にもつながっていくものと考えております。是非、こういった我が事としての行動をまず一歩踏み出していただく、そのためのツールとして活用していただきたいというふうに考えております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） なんとかこのマイ・タイムラインをね、皆さんに作成していただけるような手だてを早急に考えていただきたいというふうに思います。

次に指定避難所への物資の配送についてですけれども、指定避難所へは恐らくきちんと物資は届いて行くんだと思いますけれども、そこから先、今、分散避難ということが言われておりますので、もちろん集会所とか、そういった場所でもそうですけれども、全然、皆さんがご存じないところで避難されているっていう状況もたぶん起こってくるんだというふうに思います。

そうした場合に必要な物資はどうやって届けるのか。また住民の方にここにありますということはどうやって知らせるのかということはずごく重要なことだというふうに考えます。そういう手立てはどういうふうにしておられるのでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。冒頭町長の答弁の中でも少し触れていただきましたけれども、避難所の開設に備えて、職員の体制等を整備しているところでございます。この避難所の開設でございますけれども、過去規模の大きい平成30年等の大規模な災害のときには多くの避難所を開設し、また多くの避難所です、複数の日数開設といった状況がございました。そういったことで、ひとつの避難所につきまして、まずは2日間、4名体制を敷いております。それ以外にですね、この物資の配送等のための要員を別で配置をしているところでございます。この避難所以外での避難されている場所、集会所等が想定できますけれども、そういったところが随時独自で避難しているといった状況が後から入ってくるようなことを想定しております。それに備えまして、あらかじめ決めた避難所ごとの要員以外の体制で職員が配送するといったことになっていこうと想定しているところでございます。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 配送はそうだろうと思うんですけれども、結局その避難所以外の場所にどなたがどういうふうな形で避難をされているかということを知ることが大事なんだと思うんですね。それができないと物資が届かないとかいうことになってしまうと思うんですけれども、その把握をするために、どういう手立てを考えておられるのか、そこをお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） なかなか把握しきれないのではという点でございます。確かに議員ご指摘いただきますとおり、いざという災害時においてそういった情報をどういうふうに収集していくかというところでございます。こちらから情報を求めていくことは不可能というような状況が想定できますので、まずは各地域ごとに開設している避難所での情報をキャッチしていくといった流れになっていこうと思います。

具体にはその地域に一番近いところにおられる住民の自治組織でございますとか、自主防災組織の方々が最前線に立って動いていただくといったようなことになろうかと思っております。そういったところに避難所に配置した職員がしっ

かりと伝達をして、情報を集約していくといったことを想定しております。いざというときには避難所におります職員等がですね、きちんと情報を入れていくといったことが非常に重要だというふうに考えてございます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）住民の皆様には最低3日分の水、食料品を準備してほしいというお話がありました。具体的に、じゃあどのくらいの量を準備しておけば、3日分というのは漠然としていると思いますので、具体的に量を示されたことが、ご提示いただいたことがあるのでしょうか。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治）避難される場合の食糧、そのどのくらいの量という目安でございますけれども、標準これくらいですよといった明確なものはお示しはしておりません。それぞれ皆様の状況、異なります。また、一定程度の備蓄はしておるわけでございますが、避難時においてそれぞれ皆様のご家族の方であったり、またご自身の状況であったり、ご判断いただくことになろうと考えております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）一定程度のね、量を備えるというのはすごく大事なことだと思いますし、皆さんもたぶんローリングストック法とか、日常的にもう自分で蓄えておいてそれを使いながら補充していくという方法が一番今、スタンダードな形なのかなというふうにも思いますけれども、そういう形でまた備えていきたいというふうに考えます。

次の個別避難計画ということでご質問させていただきたいと思います。

要避難支援者の個別避難計画を立てることが努力義務化されました。どの程度世羅町の中で個別計画が進んでいるのか、お伺いをいたします。

○福祉課長（釣井勇壮）議長。

○議長（米重典子）福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮）それでは3点目の「個別計画」の進捗についてお答え



をいたします。

本町では、この避難行動要支援者支援制度が開始当初から作成のほうを進めてまいっております。協定を締結した地域の避難支援団体に作成のご協力をいただき、現在 391 名の方の避難行動要支援者の個別計画を作成しているところでございます。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 今、391 名の方の避難行動の計画が立てられているというふうにはお伺いいたしました。これは全体数がどのくらいで、今、何%くらいになるのでしょうか。

○ 福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○ 議長（米重典子） 福祉課長。

○ 福祉課長（釣井勇壮） それではお答えをいたします。避難行動要支援者数の内、同意者台帳登録者数は現在 1450 名です。その内のさらに作成について同意をいただいて作成されている方が 391 名ということで、率のほうは計算していませんので、申し訳ありません。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 適宜ずっと進めていかれるんだと思いますけれども、要支援者の方の避難というのは時間がかかるということもありますし、いろいろ人手もいるという、そういう状況もあると思います。今、もう梅雨、ちょっと今ね、空梅雨状態になってますけれども、今年は梅雨入りも早くて、年々雨の被害も大きくなっておりますので、そういった意味で早急な個別計画を作成していただけるようにまたご努力いただきたいというふうに思います。次の質問に移ります。

次に、避難所の感染症対策や女性の視点を活かした避難所の運営についてお伺いをいたします。

避難所において感染症対策を強化し、避難者に対して手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すると共に、備蓄物資の充実が必要です。

感染症予防に必要となるマスクや消毒液、非接触体温計、フェイスシールド等

の備蓄、サーモグラフィーや空気清浄機、大型発電機の設置等も推進を図るべきではないでしょうか。

また、避難所での感染症の蔓延を防ぐため、段ボールベッドや段ボール間仕切り、パーテーション、飛沫感染防止シールド等の備蓄積み増しと共に、保管スペースの確保が必要となります。

避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体のレイアウト・動線、感染症対策に配慮した避難所運営のあり方についても、まとめておく必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 4点目の「避難所の感染症対策や女性の視点を活かした避難所の運営」についてお答えします。

昨年、町では、コロナ禍における避難所運営に関し、受付方法や、換気、清掃の目安など感染症対策及び避難所での避難者の健康チェックの方法などについて、基準を定めました。

自治センターなど、初期段階から開設を予定している指定避難所につきましては、マスク・手指消毒薬・非接触体温計を事前に配備し、初動対応に備えております。

サーモグラフィー、空気清浄機、大型発電機の配備は行っておりませんが、換気対策といたしまして大型扇風機を整備いたしました。

段ボールベッド、それからつい立につきましましては、避難所生活や感染症対策上有効なものでございますが、議員ご指摘のとおり、保管スペースの確保、また湿気など保管管理上の問題がございます。そのため、町では、「受付時の検温等体調管理の徹底」、「手指消毒とマスクの常時着用の徹底」、「換気・清掃など衛生管理の徹底」、「2 m以上距離をとる」ことを基本に、感染症対策を行うこととしております。

また、避難所のレイアウトにつきましても、施設ごとに管理者の方と検討を行いまして、体調不良の方のエリアの指定など、利用方法のルールを定めておるところでございます。

また、女性の視点という点では、更衣室や授乳室、衣類乾燥スペースなどにお

いて、誰もが過ごしやすい避難所にするためには配慮が必要となってまいります。こうしたことに対しまして簡易テントを設置して対応させていただくこととしてございます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）今、サーモグラフィーとか、空気清浄機とか、大型の発電機というのは配慮がむずかしいということなんだろうというふうに受け止めましたけれども、段ボールベッドについては、先ほどもありました。最初に要支援避難者、支援が必要な避難者に関してはまずは指定避難所に入ってもらって、それから福祉避難所というふうにお話がありました。その段階で、段ボールベッドというのは指定避難所に必要なものなのではないかなというふうに考えるんですが、そういう装備はないということなんでしょうか。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治）段ボールベッド等についてでございます。段ボールベッドにつきましては各自治センター等です、保管スペースの可能な所には配備をさせていただいております。今時点では、9箇所には配備はさせていただいております。その他、段ボールの間仕切り等もですね、配布が可能な所へは置かせていただいております。また当然ながら備蓄のほうもベッドを準備しているような状況でございます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）わかりました。9箇所ということは自治センターの中でも配備されていないという所があるということですね。結局、倉庫というか、そういう保管する場所がないから置いてないということなんだと思いますけれども、だから防災センターというか、大もとの所にはそういったものがあって、またそこに移送ができるということによろしいでしょうか。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治）はい、お答えいたします。今ご質問いただいた中の段

ボールベッドの配備でございますけれども、スペースの関係で常備、そこにおいていないといった状況も確かにございます。それに備えまして防災センターのほうへ備蓄等を今、手元に27組ほどは備蓄しております。スペース的にかなり場所をとるものでございますので、利用にあたってはまた人手等の手間がかかってまいります。使いやすさの観点からですね、折り畳みベッド等の調達もいたしております。こちらのほうにつきましては45組ほど備えております。これにつきましては、配送等が簡単で、また組み立て等も容易なものとなりますので、開設にあたっては柔軟に現地へ運んで行くといった対応を取ることを想定しております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） そういうことで安心をいたしました。また、その避難所のレイアウトについても施設ごとに立てられているということで、たいへん安心をいたしましたけれども、女性の視点といううえで避難所を考えた場合にですね、先日、長野の実際に避難所を運営をされた方のお話を聞く機会がありました。その方のお話しの中で、運営上、運営するスタッフの中に女性が入っているということが重要であるという話をお伺いしました。というのもですね、ある年配のご婦人の方が、スタッフがいらっしゃる所へもじもじしながら何か言いたそうにするんだけど、話をされない。何回も何回も行ったり来たりされる中でお話しを、声をかけてお話しを伺うと、下着をね、ずっと替えてないと。裏表にしながらずっと使ってきていたというふうなお話がありました。やっぱり男性がいらっしゃる中ではなかなか女性がね、そういう声を発しにくいというようなこともありまして、避難所には運営する側のスタッフの中に女性がいるということが非常に重要であるというふうなお話しを伺いました。だから世羅町においても避難所を開設した場合に、そのスタッフの中に女性を入れていただくということは重要なことであるというふうに思います。また更衣室であるとか、授乳室を別のテントで用意を下さるということに関しては本当にありがたいことだなというふうに思いますけれども、この備蓄の中に、生理用品であるとか、紙おむつであるとか、また湯を沸かしたりしなくても使える液体ミルク、これは非常に有効であるというふうに聞いておりますけれども、実際、赤ちゃんが泣きだし

てお湯を沸かせない状況の中でミルクも飲ませれないというような、過去にあったというふうなお話しも聞いて、今、液体ミルクは冷蔵庫に入れなくてもいい。常温で長期間保存ができるということで、簡単に哺乳瓶に移すだけで子どもに飲ませることができるということで重宝されているというふうに聞いておりますけれども、こういったものの常備というか、災害の備蓄の中にこの品目は入っているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。まず、女性の視点からという配慮につきましてでございます。貴重な自治体の事例等をお示しいただきまして、たいへんありがたく聞かせていただいたところでございます。避難所の開設にあたりましては、基本、開設時は日中明るいうちに開設という基本を持っておりますけれども、この開設時における職員配備の体制で、女性職員が開設時の日中ですね、役割を担っていただくことといたしております。その開設時において地区ごとに改めてその施設のですね、どういったものが必要か、どういった配慮が必要かといった視点を女性の職員目で見させていただいて、開設時に反映をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

また、議員ご質問いただきました生理用品等でございますけれども、一定程度の生理用品、それからおむつであったり、そういったものは確保しているところでございます。ただ冒頭の答弁の中にもございましたけれども、最低程度3日の水とそれから食料と合わせてですね、必要なものはご準備いただきたいというところが実際のところでございます。いざとなったときに、そういった生理用品ですとか、十分な量が確保できているかと言いますと、なかなか十分にはしきれていないのが現状ではございます。

また、常温で保存できるミルクでございますけれども、確か昨年くらいからですね、具体的に発売されて配備がどんどん進んでいるものというふうに承知しております。残念ながら現状では世羅町においてはその備蓄はしておりませんが、先ほどの生理用品等、それからおむつ等の必要な物資のひとつとして検討してまいりたいと思います。備蓄の種類につきましては多様なものを今、揃えてはおりますけれども、すべてを十分な量を確保するというのはなかなか困難

な状況でもございますので、そういった中、今の常温のミルクについても、検討を進めてまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）液体ミルクについては、是非、常備していただければというふうに思います。では次の質問に移ります。

次にですね、災害の状況によって、発熱、咳などの症状の出た、避難者が出た場合に、病院への移送がむずかしいといったことに関してはどういった対応をされるのか、対応をお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治）発熱、咳等体調不良の方への対応についてお答えをさせていただきます。

町では、体調不良の方につきまして、専用のスペースを確保し動線を分離して対応することといたしております。トイレは、専用トイレを基本としておりますけれども、施設によっては確保できない施設もございますので、その場合は、使用後の消毒清掃などを徹底することとしております。

避難者の健康管理につきましては、保健師の巡回、また電話相談などを予定しております。体調不良の場合には、早期に医療機関での受け入れを調整依頼することといたしております。

また、新型コロナウイルス感染症で自宅療養者中の方がいらっしゃるような場合につきましては、保健所と連携を行いまして、個別に避難の必要性と避難先について検討することといたしております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）体調不良の場合に早期に医療機関などへ移送される場合もあると思いますけれども、この医療機関については、かかりつけ医になるのでしょうか、それとも特定の決まった病院へという形になるのでしょうか。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治） この医療的な面からの対応が必要となる場合につきましては、それぞれの体調の不良の方の状況を聞き取ることからとなつてまいろうと思ひます。保健師等の巡回等の中ですね、すぐに判断ができるものがあれば、それでいいわけなんですけれども、その方のかかりつけ医の状況ですとか、あと、どういった形の体調不良が起きているのか、そういったことなど注意深く確認する必要があるかと思ひます。いざという災害で避難した当初というものはそういったところの聞き取りがなかなか困難になつてこようかと思ひます。一定程度受け入れる側ですね、医療機関等、あらかじめ決めておくということはかなりむずかしいものになつてこようかと思ひます。個々の体調の状況によって判断してまいりたいと考えてござひます。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） わかりました。なかなか避難所の健康管理というのがむずかしいものだというふうには思ひますけれども、すべてのことに平時にどれだけ備えられるか、想定ができていくかということが重要であるというふうに考えます。何も無いときにこういう場合はどうだろうか、こういうことが起こるのではないだろうかという、多角的な想定をしながら災害に備えていく必要があるというふうに思ひますので、まだまだこれから災害がなくなることはないと思ひますし、また大きくなるばかりなのではないかなというふうにも考えております。そういう意味で被害を最大限に少なくする、被害リスクを下げるということを目標に、また私たち議員も頑張つてまいりたいと思ひますので、どうかよろしく願ひいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） いろいろと議員のほうからご示唆、また避難所運営、また備蓄品についていろいろお話しをいただきました。町としても災害時には体制づくりはもちろんのこと、いかに住民の方の避難者にとって寄り添っていくかということだと思ひます。そういった観点から職員もさまざまな事象に対して即、対応ができるように。先ほど命令系統の話もされましたけれども、大きな災害時には報告を集めるだけでかなりのタイムロスがあります。ラグがあ

りますので、そういったところのないように、現場対応している職員において即座にそういった判断ができるということをしてですね、やはりやっていく必要があるかと思えます。私も職員がですね、やっぱり現場をよく知っているということが必要だと思えますので、事後報告であってもその対応をですね、うまくやっていけるように、今後ともそういった観点でも進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（米重典子） 以上で、 8 番 松尾 陽子議員 の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を 10 時 05 分といたします。

休 憩 9 時 5 0 分

再 開 1 0 時 0 5 分

○議長（米重典子） 休憩と閉じて会議を再開いたします。

次に「地域医療を守るために病院再編は反対すべきである」10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 改めましておはようございます。通告に基づき一般質問をさせていただきます。今回は質問を 2 項目にわたって質問させていただく予定です。第 1 項目目は「地域医療を守るために病院再編は反対すべきである」という私の考えを述べさせていただきます。

昨年 6 月の定例議会において一般質問した「病院再編は地域医療を守れるか」について、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ再度の質問を行います。

厚生労働省は令和元年 9 月 26 日に、全国 1,455 の公立病院や日本赤十字病院などの公的病院のうち、再編・統合の必要があると判断した 424 の病院名を公表しました。中国地方では 48 の病院がその対象であり、広島県においては、13 の病院が再編の検討対象となっています。

世羅町にある公立世羅中央病院は直接その対象にはなっていませんが、2 次保健医療圏となっている尾三圏域では三原医師会病院、三原日本赤十字病院、



因島総合病院が対象となっていますし、2次保健医療圏ではありませんが隣接する府中市民病院、府中北市民病院、これは上下町にありますが、それと庄原赤十字病院などの近隣病院が対象となっていることは前回も述べたとおりですが、再編・統合が必要と名指しされた病院について、関係自治体や病院は、令和2年9月末までに再編・統合計画の検討結果の提出を求められると報道がされていましたが、厚生労働省の再編計画は今回の新型コロナウイルス感染事態により3月報告期限の延長をされたようですが、厚生労働省が示す再編を進めていくと過疎地域、中山間地域の医療体制の弱体化と地域住民の医療環境は悪化し病気に侵されても満足な治療を受けられない事態が想定され、住民の命と健康が脅かされる事態となってきました。

コロナウイルスが蔓延して、当世羅町においても十数名の感染者があり、大都市圏をはじめ、中国地方においても岡山県、広島県も緊急事態宣言が発せられ、病床数のひっ迫が毎日報道されております。

全国では病院のひっ迫数を表す人口10万人あたりのベッド数が全国的に表されておりましたが、東京都、札幌、北海道、その他ありますが、広島県は第4位、5位ぐらいの位置に示されておりました。これは非常に病床数がひっ迫をしているという指標を表しているものであります。病床数のひっ迫は毎日報道されておりますことは皆さんご承知ですが、病院の病床数が不足している状況により、緊急搬送中に病院に連絡してもベッドの満床や医療体制を理由に断られ、数時間にわたり救急車の中で受け入れ先を探してもらおう状況も発生していると聞いております。

このような事態の中で、検討にあたって2次保健医療圏の尾三圏域はもちろんですが、備後圏域の福山・府中や備北圏域の三次・庄原の首長や関係者との連携により過疎地域、中山間地域の医療体制の確保を図り、守ることが必要と考え病院再編構想に反対するべきと考えますが、どのような対応をされたのか伺います。3月にどのような報告をされたのか伺います。

1問目として、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、三原、尾道市、世羅町において感染者が増えつつあります。病院再編は地域医療を守ることがむずかしい状況に向かうと思えます。新型コロナウイルス感染拡大の収束が見込めない状況で、2次保健医療圏の尾三圏域での首長や関係者と連携した検討はされ

たのか。前回では、「地域医療圏構想調整会議」では協議を行っているとは答弁されましたが、「広島県地域医療構想」に関わる検討会議等での議論の内容は。

厚生労働省の構想に対して広島県内の各市町の反応は 50%以上が妥当ではないというふうに言われているそうです。尾三圏域での町長の考えはどのように思われているのか伺います。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 10 番 久保正道議員の「地域医療を守るための病院再編は反対をすべきである」というご質問にお答えをさせていただきます。

冒頭議員からございましたように前回の一般質問の中でもいろいろと病院再編については触れていただきご質疑をいただいたところでございます。

世羅町においてですね、その再編の対象にはなかったと言えども、町として大切な病床確保についてはこれまでも何度もですね、関係機関、特に世羅中央病院になりますけれども、議論、協議をさせていただいております。企業長も交代をされまして、まだその旨の内容についてまで踏み込んでお話ししてございませんけれども、世羅町としては今の 155 床を守り抜く覚悟でございます。もちろんこれは全国的な首長も同様の考えでございます。特に中山間地域に位置する全国の町村長大会においても、この病院再編についてはたいへん危惧をされ、反対すべきであるという声が多くございますので、そういった形で私もその一員として取り組んでまいりたいという考えでございます。

今、尾三圏域での協議の内容でございますが、尾三地域保健対策協議会におきまして、地域医療構想、救急・災害医療体制構築の検討など、幅広く協議を行ってございます。

この会議では、病床機能の分析について、地域の実情に応じました基準を新たに導入し、地域医療構想の実現に向け取り組むことを決定いたしました。当面は新型コロナウイルス感染症対策を優先することとし、今日に至っています。

いずれにいたしましても、コロナ対策に一定の見通しがついた後、協議が再開されるものと認識しておりまして、尾三圏域をはじめ、広島県、世羅郡医師会等関係機関と連携し、取り組んでまいります。

またコロナ禍での病床が足りないという報道等たくさんございます。聞くと

ころによりますと、1名の感染症患者についてですね、最低5名程度が対応するということになります。そうなると、看護師等々の激務となりますし、なおさら24時間体制で看護するにはですね、たいへんトイレにも行かれない状況もあるというふうにお聞きしてございますし、やはり病院へ泊まり込んでということをお聞きしてございます。かなりご苦勞をかけている状況もあると思います。一番はですね、世羅町内もしかりですが、そういった感染症患者、特に重症化しない、そういったための取り組みが必要と考え、ワクチン接種等についてもですね早期に進めてまいりたいと考えているところでございます。よろしく願い申し上げます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 今、町長のほうからは病院再編は反対する気持ちだというふうに答弁していただきました。しかしながら尾三圏域の三原市、尾道市、こういったところの首長の考え方も重要になってきます。なぜかと言いますと、三原日赤病院、三原の医師会病院、あるいは因島の総合病院、こういったところが再編で賛成されたり、あるいは廃止に反対されたりしますと、どうしてもたとえば三原であれば他の私立病院もありますが、久井町、大和町、そういった所の方はどうしても世羅中央病院へ来られる方も、選択をされる方も多いわけです。そうするとこの世羅町の病床を求める方、高度急性期、急性期の医療を求められる方、それから一般の疾病による入院を必要とする患者さんのベッドがない、そういった状況もあります。それから福山市では、福山市民病院、あるいは他の私立の病院もありますが、府中市民病院、府中北市民病院、これ上下町の病院ですが、こういうところがなくなりますと、御調総合病院、こういったところへの入院患者が増えてくる。それから備北圏域では庄原の日赤病院がなくなりますと、三次中央病院、こういったところの病床数を圧迫をしてくるわけです。そうすると三次中央病院に入院される方も世羅町ではたくさんおられますが、こういった圧迫があり、医療に影響を及ぼすということでもあります。

先般、庄原日赤病院ではコロナ患者を受け入れたために、一般の入院をストップさせるということが報道されておりました。こういう事態が発生する可能性が十分にある。コロナがいつ収束をするかわからない。それからまた今後どうい

うウイルスの病原菌が蔓延して、今回のような緊急事態が起こる可能性もあるわけです。そうしますとこの尾三地域だけでなしに、備北地域、備後地域の首長さんとも話をし、廃止をすること、統合することを反対をしていただく政治的な交渉、役割を果たしていただきたいと思うのですが、町長のお考えをお伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 確かに世羅町周辺の病院、医療機関等々において、病床数が減るということはそれだけの負担は世羅中央病院にもございますし、世羅町からそういったところへ2次、3次救急で入院される方等の受け入れが困難であるというようなことにもなってこようと思います。現状今、地域医療の中ではですね、まずかかりつけ医が一番、そしてなおかつ2次救急の部分においてはですね、地域間でそういった連携がありまして、紹介がないとそういった病院へは受診できません。そういった公立病院同士の連携もしっかり取っていただく中ではですね、紹介をして、そういったデータ交換も行う中でですね、しっかり取り組みをこれまでなされております。

ただ、病床がないために受け入れはしないというようなことにならないようにですね、しっかり地域とも話をし、なおかつ今、議員おっしゃいますように、首長同士で話をしろということでございますが、現状では世羅中央病院については企業団経営についてはお任せをしているところでございます。ただそういった方針についていろいろとさまざまな経営計画等ございます。その中ではそういった病院議会にもしっかりと説明をされる中で町ともしっかりと連携を取って進めていくようにしてございます。よくいつもお話をさせていただく近隣の首長ともですね、そういったところに深く入ってのお話はしたことございませんけれども、それぞれやはり中山間医療を守っていこうというところにおいては、同様の考えであると考えております。今後において尾三圏域のみならず広域な部分でそういった病床削減についてはですね、共に頑張っていけるようにお話しもさせていただければと思います。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 尾三圏域、郡医師会との連携をすることは、すると答弁がございましたが、病院再編についての町の考えはどのような考えを主張していかれるのか。首長として地域事情、今回の新型コロナウイルス感染症における病院のひっ迫状況から安易に厚生労働省の再編計画に迎合することは適切ではないと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。先ほど再編には反対をするという表明をいただきましたが、他の圏域についてもそのようなメッセージを発していただくような考えがございますか。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 先ほど申し上げましたように近隣市町の首長とはいろいろとお話もしますが、大きく捉えていけばですね、尾三圏域のみならず、今、圏域交流進んでおります広島市を中心とした広島広域、並びに備後圏域等々の首長でそういった議論が、現状のところではそこまでお話をすることはございませんけれども、実際それぞれがですね、公立病院的には悩みをお持ちと考えます。今、厚労省が進めるのはですね、やはり回復期等、急性期はもちろん、そういった大きな病院で救急医療されますけれども、回復期の部分においてしっかりそういった医療体系を作っていこうということで中央病院におかれましては、地域包括ケア病床等に移行し、そのほうが手厚い国からの支援もあるというようなことになってございまして、本来、国が導いている策のひとつにそういったものがあります。7対1であったり、10対1の看護のあり方、そういったものにも点数でかなり大きく差をつけるような形になってございます。それだけでは住民の方にご迷惑をかけることもあります、病院を守っていくということもひとつは大切なこととございます。

現状、コロナ禍の中では患者数も減り、またそういった救急医療に対してもなかなか前に、現状の診療以上にですね、厳しくなっている状況もありますので、そういった経営がしっかりできる体制の基に、町民の方、また中央病院を利用される、これは三原市と一緒に開設してございますので、そういったところがうまく機能できるようにですね、今後とも連携をしっかりとっていきたいと思います。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 昨日の一般質問で4番議員におかれましても病床数削減は反対すべきだということの質問がございました。私も同様ですが、こうした中で前回の質問で、福山・府中圏域や備北圏域の首長や関係者との連携はしていないと答弁をされていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ近隣市町との連携が必要と思います。今後、連携を検討すべきではないでしょうか。

○議長（米重典子） （2）の質問でよろしいでしょうか。

▼【久保議員：「はい」】

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは2点目のご質問についてお答えいたします。福山市や府中市を含む備後圏域においては、担当者出席のもと医療連携会議が開催され、医療人材確保など連携を図っているところでございます。

昨年6月に各市町の首長、担当課出席のもと協議会が開催され、コロナ禍における感染拡大防止対策について協議を行ったところでございます。コロナが収束しましたら、病院再編についても意見交換が行われるよう、担当課としても働きかけてまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 担当課、担当者として病院再編の協議会を開催すると言われましたが、やはり担当者は担当者の領域がございまして。やはり首長、その町の、その市の責任者の政治的な方針が必要になってくるわけですが、こういったことで総合的な協議をする場を設けていただきたい、このように思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 今、健康保険課長、答弁させていただいた中にですね、各市町の首長、担当課出席で行うということにしてございます。そういう答弁をさせていただいておきまして、担当者では事務方のほうでそういったさまざまな担当者同士の協議もしますが、この中には首長も入ってございますので、首長で

の協議会ということになってございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 福山市においても新型コロナウイルス感染症の感染者が広島市について多発しております。医療のひっ迫が福山市内では対応できない状況も想定され、先ほど申し上げましたが、府中市民病院、府中北病院の病床数の圧迫によりまして、先ほど申し上げましたが、御調総合病院なり、世羅中央病院、そういったところに影響が及ぶと思います。そのような事態を避けるために、先ほど申し上げましたが、備後圏域においても、備北圏域においてもこのような状況を訴えてですね、取り組んでいただく必要があると思うのですが、先ほど町長は、首長会議、あるいは担当者会議で取り組むというふうな答弁をいただきました。そのような考えで今後も進めていただきたいと思いますと思うのですが、よろしくお願ひします。

○議長（米重典子） 質問ですか。

▼【久保議員：「いやいや、お願いです。」】

○議長（米重典子） お願いは。

▼【久保議員：「姿勢を。」】

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） しっかりそういう姿勢で取り組みということでございますので進めていきたいと思ひます。近隣はさまざまなことで連携させてもらっています。この病院にかかわらず、先ほど出ました府中市等においてはですね、日頃からいつもやりとりをしてございまして、今回のコロナ禍の状況についてもお互いメッセージを交わす仲でございまして、そういった病院関係についても危惧されているのは我が町同様と考えております。

さまざまに病院に関してはですね、やはり地域医療を守るということで、大切な機関でございまして、そういったところをお互いが連携ももちろんですが、やはり患者の方をしっかりと病気を見逃すことなく、早期発見、また日頃からのかかりつけ医との連携、そういったところから進めていくべきと考えてございまして、しっかりそういったところも話し合いをしながら進めてまいります。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 今回のような、コロナウイルス感染事態が多く発生した場合の対応ですが、県や国は病床数が足りなかったら、ホテル・旅館、そういったところを確保しているんだという説明をしておりますが、ホテル・旅館、そういったところはですね、治療する場ではありません。ただ接触を避けるための避難所と言いますか、そういった場所でありますから、十分な医療体制が図られるとは思いません。そこでこの新型コロナウイルスが世羅町の住民の方がかかられた場合に、担当課長の説明では、保健所は入院先の病院を決めるんだという説明をいただきましたが、そういったところで、対応が十分なんでしょうか。たとえばホテル・旅館に移送された場合にですね、住民の命が助かる保証はないわけです。そういった在宅、ホテル・旅館、そういったところで亡くなるケースも報道されておりますが、先ほど言いましたように、隔離をする場所、治療する場所ではないと思います。そういった医療体制をですね、今後、世羅町として、あるいは行政として、このような状況では十分ではないと思うのですが、町長のお考えはどうでしょう。

○議長（米重典子） 久保議員、恐れ入りますが、（3）の質問の答弁を求められているのでしょうか。

○10 番（久保正道） そうです。

○議長（米重典子） 答弁をお願いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは3点目のご質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症患者の受入れには、感染者と非感染者を分離できるなど感染防止対策の確実な実施と院内感染等のリスクの排除など、慎重な対応が求められます。具体的には、県で定めます実施要領に基づき、県において感染ステージに応じた病床の確保が行われておりますが、6月1日時点で700床が確保され、479人が入院、利用率は68.4%という状況でございます。

受入れ医療機関におかれましては、患者の命を守るため懸命な努力が続けられており、町といたしましては、誹謗中傷などが発生しないよう、町民への周知



と情報管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 質問項目の 4 番目に入ります。救急医療体制の確保や「高度急性期」「急性期」の受け入れ、ベッド数の確保をどの様に考えておられるのかお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 4 点目のご質問にお答えいたします。新型コロナの陽性者が確認されましたら、県または医療機関において、症状に応じて入院か宿泊療養かの決定がなされます。重症者は高度急性期病床の整った医療機関に入院となり、中等症または軽症者は、受入れ可能な医療機関への入院が決まっております。

重症者が入院する医療機関では、1 人の患者に多くの医療従事者が必要となることから、対応する医療機関の医療提供体制がひっ迫しないよう、県において調整がされております。

また、軽症者や無症状者については、状況に応じ宿泊施設での療養となりますが、6 月 1 日時点で 1,748 室が確保されております。

町といたしましては、感染拡大防止に向け、日常生活における予防の周知徹底と、ワクチン接種の円滑な実施に傾注してまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） では次に、「畜産臭気公害と汚水公害対応について」10 番 久保 正道議員。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 2 問目に入ります。宇津戸下仮屋地区の臭気公害を問題提起されて、平成 7 年以来 26 年が経過し、あまりにも問題解決が長びいていると言わざるを得ません。

町は一昨年、臭気改善勧告をし、問題解決の糸口のスタートをしたところですが、改善実施計画の内容が変更されたと本年 3 月に産業建設常任委員会で説明

されたところでは、計画の変更内容は、第4牧場の肥育舎5号棟の解体はできない。理由として、豚の預託先が確保できていないために、古い豚舎の解体ができない。さらに、離乳舎3号棟・離乳舎4の建設もできていない。理由としては、3号棟で飼育している豚の移動ができなかったということであり、このことにより、令和2年度に計画していたものはほぼできていない状況であると説明を受けているところでは、このような計画に基づいての取り組みでは問題解決には程遠いと思います。

そこで1問として質問します。預託先が確保できないとすれば、なぜ、牧場から豚を減らす対応として出荷販売の指導をしなかったのか。なぜ、事業者の計画変更を容認したのか、伺います。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは久保議員の2問目、畜産臭気公害と汚水公害対応についてのご質問でございます。

この臭気公害の部分についてはこれまでも議員からいろいろとご質問いただいておりますし、委員会等においてもいろいろと調査もいただいております。この中で「出荷販売の指導、事業者の計画変更」についてでございます。

まず頭数削減の手段につきましては、町が決めるものではなく、事業者が経営計画の中で自ら考えていただく必要がございます。その中で他の場所への預託する方法が進められているところでございます。出荷販売を増やすことで頭数を削減するかどうかは、事業者へ委ねる部分でございます。町としては、その手法そのものではなく頭数削減を引き続き指導してまいります。

また、「計画変更を容認したのか」でございますけれども、現在の改善計画は、2つの牧場のうち、第4牧場の豚舎の改善が優先的に計画をされております。事業者からもう一方の第3牧場の方が集落に近い、臭気の影響が大きいと考えておられることから、こちらを先に改善したいという申し出がございました。町としてもその点については理解できることから変更の計画を検討するというところについて認めているところでございまして、まだ、変更計画については提出がされていないところでございます。町として変更を容認したものではございませ

ん。

なお、担当課といろいろ協議する中で第3牧場、並びに第4牧場それぞれに改善計画出しておりますので、それぞれの変更計画について、さらにですね、きちっと計画を立てるように、変更するようというものを出してくるように文書にて出しているところでございます。まだ認めていないということについてはですね、ご理解をいただきたいと思えます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 変更を認めていないという答弁がございましたが、令和2年度の計画が全然できていないと。5年間で改善する目標が令和2年度全然できていないということは計画があとのくりをしてあるということを理解せざるを得ません。そのことで何が問題かという、臭気問題の解決が遅くなるという、これは地域住民にとって非常に甚大な問題であります。これをですね、容認はしていない。しかしながら結果的に事業ができていないというのはあまりにも無責任なやり方だと思うのです。だからその計画が出たときに令和2年度の事業をできないのなら頭数を減すべきだという、これは町が決めるもんじゃないと言われましたが、業者にそのことを選択をさせる、迫っていくという、こういう交渉術、これも町として必要ではないでしょうか。そういったところはどうか。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） お答えいたします。議員ご質問いただいております計画が進んでない場合に頭数ですが、頭数におきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように計画と合わせてですね、頭数削減についても事業者には話しているところでございます。

ですから計画ができてない部分についても、理由については、先ほど議員のご質問の中にもありましたが、理由も確認してですね、その理由によって決して計画ができてなくていいというふうに町としても返事をしておるところではございません。できてない場合、どうやって期限までにするのかというところについてはしっかり考えていただきたいということを述べております。ですから計画

ができていない部分で頭数に替えて事業者に話をしていくということではなく、両方ともですね、考えていただくように進めてはおるところでございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 課長の答弁では容認していないという一点張りのようですが、実際にですね、この計画書が受け入れ先が決まらないので変更するということが回答があったのが、町へ話があったのが今年の2月頃であったというふうに聞いております。この時期までなぜその動きをしなかったのか。非常に年度迫ってですね、もう1か月もないような状態でこういう問題を業者が突き付けてくる。このことをですね、どういうふうに担当課としてとらまえておられるのか、お伺いします。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） 議員ご指摘のようにですね、今回の変更を検討したいということは2月25日にお話があったところでございます。これは町だけでなくですね、一番関わりのあります地元役員の皆様のほうへ説明をしたいという話が事業者からありまして、町も同席してですね、事業者の考え方を聞いたということでございます。その中で地元のほうの皆様への事業者からの話の中で、この変更についてはですね、まだ具体的な内容についてはそこではまだ決められてなくですね、そういった大きな変更の考えがあるんだということで、その具体を詰めていくのにですね、いつ頃ならよかろうかということで、この6月にですね、地元の公害対策委員会の定例会がございますが、それまでにはそういった内容を示す必要があるだろうということで、この2月の終わりのですね、地元説明のほうで提出の日にちが大体概ねその頃と決まったものでございます。ですから、そこまでは町としても当然待つということが必要ですし、当然、待つと言いましても、5月の後半になってまいりましたので、どうなっているのかといったような話は当然、してきたところでございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 先ほども申し上げましたように、計画書が変更があると

いうことが2月25日と言われましたが、それまでにですね、町は、その計画書  
が、当初の計画書が出てからどういうアクションを起こしてきたのか。ずっとチ  
ェックをしていないのか。あるいは業者に対して状況を逐次把握をしていくこ  
とが必要であったと思うんですが、こういった対応はしたのか、しなかったか。  
しなかったとすれば、なぜそこへ定期的にチェックを入れなかったのか。このこ  
とをお伺いします。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） 提出されております計画のチェックでございますが、  
このチェックはですね、いわゆるソフト面とハード面とございますが、年度ごと  
に数回の定期的なですね、聞き取りによるチェックを行っております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 定期的なチェックを行っているということでありました  
が、そのチェックの、定期的なチェックの段階でなぜそれが把握できていなかっ  
たのか。そこをお尋ねします。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） お答えします。把握できていなかったのかということ  
のご質問でございますが、いわゆる計画の中のハード面、いわゆる豚舎等のです  
ね、改築なりのことだと思いますが、これはですね、当然年度、昨年度も中間あ  
たりで確認し、常にですね、事業者様のほうからは話をする機会はそれ以外にも  
ございますので、話をする中でですね、理由といたしましては、先ほどありまし  
た他の場所への預託ができてないというのも確かに大きな理由でございますが、  
工事になかなか入られない状態はどうなっているのかという話を聞く中で、い  
わゆる工事をする業者が特殊な技術が必要なところも随分ありまして、県外、場合  
によってはですね、いわゆるコロナの、いわゆる増加、コロナの人数の増加して  
いる地域、そちらからのですね、事業者が必要になるということもありまして、  
まだ様子を見ているというような形が続いておりました。

結果的にですね、いわゆるコロナについてもですね、収束するどころかですね、

何度も緊急事態が出る中で結果的に工事に入れなかったということでございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 令和2年度に畜産業者が提出された改善計画の年度計画が実施されていない。何も改善に向かってない状況であります。そうしたときに、先ほどチェックをしているということでありましたが、町では職員の人事考課、人事評価、そういったことをされていると思います。課長、町民課長も、産業課長も同じですが、要するに目標設定をどこにおいて仕事をしているのか。そこを答弁してください。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） はい。いわゆる業務における目標設定でございますが、当然、その年度にやるべき事業についてはですね、その最終段階にきちっと完了できるように当然目標を置いて進めているところでございます。この、そういう形でですね、この事業におきましてもですね、当然、年度内にできるだけ解決するように、また解決に向かって進んでいくようにですね、目標を立てて進めておるところでございます。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 目標設定につきましては、町民課長と同様でございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） その目標設定において、じゃあ、考課測定で、考課はどのように評価されておりますか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 10番 久保議員からのご質問にお答えをさせていただきます。本質問にあたりまして、臭気公害の解決に向かってご質問をいただい

ているところでございます。

担当課町民課、また畜産の振興にあたりましては産業振興課という形で、この公害の解消に向けて取り組んでおるところではございますけれども、コロナ禍等の影響はありますにしても、その進捗状況が遅れているという指摘をいただいているところでございます。

各課におきましては、この町民課、産業振興課に関わらず、各課長の年度の仕事の目標設定等を行い、人事評価も行っておるところでございますけれども、解決に向けて大きな課題を持って動いているところでは両課とも同一でございます。しかしながらこの諸般の事情もありますけれども、進んでないというところをいかに進めていくかというところで、大きく議員からも5年間の計画があとのくりになっているということ、大きくはその交渉の手順をどのように進めていくか、どのように進ませていくかというところを大きく指摘をいただいたところでございます。半期、あるいは四半期ごとに相手方と調整するにあたりまして、その交渉は電話、対面に関わる場所もありますけれども、近況をみる中で、きちんと進み具合を文章で、また日程については一定の期間を切って、そのときに中間報告をいただいたりということをきちんと進めていくように私からも指示もしたところでもございます。

少し答弁が横道に入りましたけれども、考課の測定にあたっては年間を通じてその進捗がどうであるのか、その取り組みがどうであるのかというところを私にて測定、判断をさせていただき、その都度、指示または是正を行わせていただく、その流れで進めておるところでございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 人事評価、人事考課についてはあまり高得点はできていないというふうに私は思うのですが、これは人事に関わることですから、それぞれが評価をされる。これがですね、評価が100%達成できたという評価になるようにですね、取り組んでいただきたい。これが、そういうことが必要になってくるというふうに思うわけです。それぞれの課長さん、お願いします。取り組みをですね、頑張ってください。

それじゃあ、3番目の

○議長（米重典子） 2点目がまだですが。2点目の改善勧告から5年以内。

○10番（久保正道） ごめんなさい。改善勧告から5年以内に事業が完了ができるのか。そしてまた臭気問題が解決できるのか、このことについてお伺いいたします。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） お答えします。「事業完了ができ臭気問題が解決できるのか」ということについてお答えします。

改善計画の完了については、先の町長の答弁にもありましたように計画の変更が検討されているところでございます。その内容が示され、新たな計画が決定ということになりましたら、その計画の事業は、当然、完了していただきます。

また、臭気問題の解決につきましては、計画に基づく改善が進むことで解決に向かっていく必要があるものと考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 3番目の質問に入ります。畜産を振興されている産業振興課の指導体制はどのような取り組みをされているのか。

前回もこのことを質問しましたが、産業振興課としての取り組みの状況を答弁してください。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。3点目の「畜産を振興している産業振興課の指導体制はどのような取り組みがされているのか」についてでございますが、畜産振興の観点から、家畜排せつ物法に基づいた管理について周知徹底を図っております。また、必要に応じて広島県東部畜産事務所と連携し現地確認や指導を行ってまいっております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 答弁では必要に応じ県東部畜産事務所と連携し現地確認や指導を行っているかと答弁されましたが、今までに現地指導しているのか。そし



て一番直近の指導はいつやられたのか、答弁をお願いします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。産業振興課といたしましては、先ほど答弁いたしましたように、畜産振興の観点からでございます。家畜排せつ物法に基づいた管理、家畜排せつ物法に基づいた管理というものは野積みの堆肥でありますとか、または堆肥舎において床面が水を浸透しないようにコンクリートでできてあるとか、そういうものができてないときに指導をするものでございまして、この間につきましては指導要件にはあたっていないということでございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 畜舎のですね、畜舎の構造、そういったところに要因が発生している案件でありますから、全然関係がないとは言い切れないと。このように思うわけですがどうですか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 畜舎の構造につきましては排せつ物が外部に流出しない、排せつ物が外部に流出しない。床を不浸透性の材料、コンクリート等で覆ってあるというものが確認できておれば問題はないということであります。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 次の項、4番目にいきます。

○議長（米重典子） 縦2ですか。

○10番（久保正道） はい、そうです。養鶏場から出る雨水による水質汚染について伺います。

4月中旬に、ため池関係者からため池の水質汚濁についてため池の関係者、養鶏業者、町役場と議員3名が養鶏場に集まり、養鶏場内部の状況を視察し場内からの排水路等と鶏舎の状況を養鶏場の社長により案内と説明を受けました。

場内の清掃はある程度できていると感じましたが、鶏舎から鶏糞がはみ出し

ている状況があり、以前からはかなり運び出しているが、まだ40～50cmたまっている。順次搬出する予定であるが人手不足で進まない。このことが鶏舎からはみ出しの要因であることを認められていました。

場内の清掃には心掛けているのだがとも話されていましたが、雨天の場合は鶏舎からはみ出した鶏糞による雨水が場内の水路に集まり、水路下流のため池に流入し、ため池の水が黄緑色になっております。社長は、前向きに考えておられるようですが積極的な行政指導による改善勧告・技術指導をすべきと考えます。

1点目の質問項目ですが、養鶏場の鶏糞処理について行政指導はなぜしないのか、伺います。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 1点目の「鶏糞処理について行政指導はなぜ行わないのか。」についてお答えします。

町としましては、家畜排せつ物法、この法律に基づいた管理施設の構造設備、これに関する基準を逸脱しているものではないと認識をしております。これによりまして現在行政指導は行っておりません。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 逸脱をしていないという答弁がありましたが、現に下流のため池が以前はスカイブルーのような感じのきれいな水でしたが、今は黄緑色に濁っております。それが水質汚染をしていない状況とは言えません。そこで下流には水田があり、水稻の水の管理もされていますが、水稻による被害、たとえばコシヒカリは窒素等が多い場合には倒伏するわけですが、

○議長（米重典子） 残り1分です。

○10番（久保正道） そこらの状況はどうですか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 水稻に対する被害ということですが、これがまちがいなくそれに起因しているということであれば対応しなければなら

ないというふうに思います。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 2 番目、場内水路からため池までの間、集水桝は複数ありますが、水質を改善する施設ではないと思います。浄化槽の設置などで水質改善する技術指導の考えはありませんか。

水質汚濁防止法に基づく排水基準の測定はしておられるのか、お伺いします。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） それでは2点目の「浄化槽設置などで水質改善指導の考えは」についてお答えします。

ご質問の対象になる養鶏場は浄化槽の設置について、法律による設置の義務はなく、行政指導による設置も求めることはできない状況でございます。水質改善について重ねてお願いをしているところでございます。事業者自らの設置も改善方法の一つとして考えられるところではございます。

次に、水質汚濁防止法に基づく排水基準の測定につきましては、養鶏場は水質汚濁防止法で規制する施設に該当しておりません。よって、町で水質測定を実施する状況には至っていないところでございます。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 時間が押しておりますので、次の質問に入ります。社長は4月から10月末までの間は、場内の査察受け入れはいつでも対応すると話されていましたが査察指導の考えはどうか。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） 3点目の場内への立ち入り査察指導についてお答えいたします。場内への査察指導につきましては、今回は事業者が立ち入りを了解されておりますので、今後の状況をみながら必要に応じて、また、地元関係者の方も立ち入りを希望されていることもあります。それらに合わせて立ち入りをし、場内の確認をしてまいります。

○議長（米重典子） 以上で、10番 久保 正道議員 の一般質問を終わります。

ここで議場の換気のため休憩といたします。再開は11時15分といたします。

-----  
休 憩 11時06分

再 開 11時15分  
-----

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 「地方創生臨時交付金の活用は」 1番 高橋 公時議員。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 物品の持ち込みについてこれを許可しております。

1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長より発言の許可が出ましたので通告に基づき順次質問をさせていただきます。

まず質問に入る前に、先日地域住民の方より奥田町長への相談に同行してほしいと連絡を私にいただきまして、了承をしたところ、なんと奥田町長は高橋議員は遠慮してほしい。このように申されたと同いました。理由を聞くと申されないと。私がいれば何か不都合でもあるのか、悩んだところでございます。私も住民代表の議員であり、また一住民でございます。立場は違いますが住民の相談や要望・課題についてはしっかりと対応をして解決に導いていきたいと考えている所存でございます。奥田町長におかれましてもそうした住民の課題解決に向け真摯に受け止め、取り組んでいただきまして共に引き続き世羅町発展のために尽力していただきたいと申し述べ質問に入らせていただきます。

さて今回の定例会での一般質問につきましては、3月定例会において警鐘を鳴らしましたコロナ支援策の検証、そして引き続き地域自治のあり方や考え方について鐘を鳴らしております。また、4年前警鐘を鳴らし一般質問した、新給食センターの建設について、3つの警鐘・3項目9問お伺いいたします。

1項目目の本論に入ります。新型コロナウイルス感染症が1年を経過した現

在、減少することなく再び拡大している現状でございます。昨年同様、広島県も緊急事態宣言発令となり、更なる経済の落ち込みが予想され、町内事業者の不安は募るばかりでございます。唯一の希望は、いよいよ我が町でも順次始まったワクチン接種、いつコロナウイルスが収束するのかを願うばかりでございます。

そうした中、国からの地方創生臨時交付金を活用した世羅町独自の支援策としてP a y P a yを利用し、町外からこの世羅町への誘客、観光客を増進させ景気の循環を図り更なる消費喚起の増進に向け効果を狙った施策でございます。もちろん、町民の皆様もこの機会に地元商店において消費喚起を促し、町内事業者への一助となれば幸いです。3月定例会において、P a y P a y支援に警鐘を鳴らし、提案された補正予算でもこんな支援策を認めるわけにはいかないと反対の意思を示したところでございます。さあ、町長、前川課長、検証に入りましょう。

1項目目、1番として「警鐘を鳴らしたペイペイ支援策の成果は」お願いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 1番 高橋公時議員の「地方創生臨時交付金の活用は」のご質問にお答えをさせていただきます。

まず冒頭申されました高橋議員をご遠慮いただきたいという発言でございますけれども、どういうふうに伝わっているかわかりませんが、要望という形ではなくて、相談にお越しただけというふうにお聞きしましたので、その内容を鑑みたところ、議員がご一緒されないほうが私は良いというふうに判断し、この地域の悩みをですね、しっかり言葉として受け止めようということで、その相談に来られた方にはですね、しっかり説明もさせていただいてるところでございますので、完全に要望という形ではございませんでしたので、拒否したわけではございません。是非そういう形で悩みを打ち明けていただきたいということでお話しを聞かせていただく時間を設けさせていただいたということをご理解をいただきたいと思っております。

私のほうでまず1問目の答弁をさせていただきます。今回、一般質問通告書

においては項目を3つございますうち、1問目、「警鐘を鳴らしたペイペイ支援策の成果は」と、もうひとつの「有効策」の質問内容が2行しかございませんので、内容を先ほど発言いただいた中ですね、丁寧に答弁をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

この商工業緊急支援事業「キャッシュレス決済を活用した地域活性化キャンペーン事業」につきましては、コロナ禍の苦境における消費喚起への期待と電子決済サービスによって人との接触機会を減らすことを目的として、町内の事業者で構成される3団体、世羅町商工会、世羅町飲食組合、世羅町観光協会の会長3名が要望にお越しをいただいたところでございます。その内容については商工会員等においてもですね、熟知をいただいているものと思っておりますけれども、先ほど警鐘を鳴らしたということの議員の発言からいうとですね、うまくそこが話が通じてなかったかなというふうに反省をしているところでございます。

全業種を対象に5月6日から6月30日までの期間、「ポイント還元率30%、付与上限1回につき3,000円、期間中20,000円」という内容で事業を開始いたしました。初日から好調に推移をし、5月8日、9日の土・日の状況も予想を大きく超える来訪により混雑も見受けられたところでございます。

その一方で、これまで抑えられていた県内の新型コロナウイルス感染者数が急激な増加に転じたことから、人流を抑えることを最優先として、この5月11日に当該キャンペーン事業の早期終了を決断しPayPay(株)と日程を調整してございました。

16日からの広島県に緊急事態宣言が発令される状況ございました。17日の朝には予定の変更をそれぞれの事業者の方にも周知をする中で21日に早期終了することといたしました。やむを得ず早期終了することとなり、期待し楽しみにされていた皆様方には、申し訳なく思っております。

現時点では、利用実績報告が届いてございません。詳細な検証はこれからとなりますけれども、感染症蔓延の今後の見通しを見守る中で、どの時期にどのような施策を展開することが良いか要望団体各位と連携をしながら、今後の方向性を導き出してまいりたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきまして、緊急事態宣言が発令されたことは非常に残念なことでありますが、やむを得ず終了したと申されましたが、正解でございます。私もこの支援策において1点見誤った点がございまして。前回 P a y P a y 支援のことについて1億3000万円、多すぎるのではないかと3月定例会で申させていただきました。それはなぜかと言え、前回の使用例を見ましても、2500万組まれているうちの約500万程度しか使われていない。これは業者が30社という少ない中ではありましたが、この1億3000万円を今回掲げたこと、この裏には光ファイバ事業に余れば光ファイバ事業に投資するのではないかと、このように3月定例会では私は質疑に至ったところがございますが、今となれば、逆にこの光ファイバ事業に回していただきたいと願うばかりでございます。

その理由といたしまして、町長、ご存じですか。町内どういった状況になっておるのか。P a y P a y 利用者の状況。1973年、何が起こったか、皆さんご存じですか。私、74年生まれですけれども、1年前、オイルショック。これ、ご存じの方いらっしゃると思いますが、世羅町、令和のオイルショックが起こったと電話がかかってまいりました。そして米騒動も起きたと。どういうことかと。私も一応店舗を見に行きました。西上原にありますドラッグストア、こういったところ。また東広島にございます大手スーパー。そしてまた、イオングループの中にありますドラッグストア、こういったところを軒並み車で回っていらっしゃいましたら、まず全く車が止められない。これはP a y P a y 事業が始まってから、皆さんご存じない方もたぶんお仕事されているのでご存じないかもしれませんが、西上原のドラッグストアにおきましては、毎日満車。朝から晩までです。さらに外の路肩、432号の外の道路には2台から3台が次の買い物に行こうと駐車待ち。この状況でございます。もうひとつのドラッグストアに行きましても、ここは敷地が広いですから、遠くに止めて歩いて来られる。東広島にございます大手スーパーに関しましては、さすがに文化センターに止めて歩いて来るようなお客様はいらっしゃいませんので、いっぱいであれば断念して帰られる。こういった状況がずっと続いておったというのを町長、ご存じですか。そしてもちろん交通違反があってははいけませんので、世羅署のパトカーも

順次回っておったところでございます。それに合わせて私も心配になりましたから、回ってみました、ほんとに駐車できませんでした。これは昼の時間帯、空いているなど思う1時、2時の時間帯行ってもずっと満車ですよ。こういった状況、全然、皆さん知らないでしょ。何を買われているか。これも中に入れたので行ってみたら、まずP a y P a yのルールわかってますよね。1万円使ったら3,000円戻って来る。この3,000円を目的に、昨日、議員の方が言われた三角形の世羅町ちょうどへその位置にあるということで、非常に近隣住民が来やすいというのは利点でございます。三原、尾道、そして福山、府中、庄原、三次、こういった近隣の方がこぞって世羅町に来られました。何を買われているのか、一番多いのはビールです。ビール2ケース買って1万円、3,000円は世羅町がくれます。次に多いのがこれもたばこ等もかなりカートンで買われてます。長期保存できて日用品、これを近隣市町の方がわんさか訪れた。こういった現状、奥田町長、ご存じですか。お尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。実態のことについて、今、お聞かせいただいたところでございますが、この事業の最大の目的は冷え込む消費を喚起するということが大きなところでございます。今、新聞、全国紙とか、地方紙、経済紙、諸々見ますところの論調でいきますと、厳しい経済情勢、経済の低迷とは需要が失われたこと、消費の冷え込み、お客さんが減ったということがございます。そういった意味でいかにお客様を増やすか、消費マインドをどう温めるかということがひとつあろうかと思えます。

2点目としまして、世羅町も人口減少社会に突入しまして、やはりお買い求めをされる購入者の数が減っておるということからしますと、やはり購入される方々のボリュームを増やすということは必要なかと思えます。ですからお客様の数を増やすということであつたり、お客様の客単価を増やす、買われることのできないかというふうに考えておるところでございます。そういった意味で私の受け止めとしますと、たいへんな反響がありましたし、話題性もあつたということでございます。



町内店舗様におかれましてもですね、私ども情報としか仕入れてませんけれども、その運営会社 P a y P a y さんと店舗側で、売り上げの上限がどこまで来たら一旦止まるというようなことがある中でですね、その上限にいかれるような町内店舗も複数あったというようなところがございますので、非常にこの期間、ゴールデンウィークが過ぎてお客様が減る中でですね、非常に潤いが芽生えたのではないかというふうに考えておるところでございます。

やはり昨年の反省、やはり利用率が少なかったひとつの反省、あるいはご要望としまして飲食から全業種に広げたいということがまず 1 点ございます。それと 1 回の上限を 1,000 円から 3,000 円にしたということがございます。そういったことが影響して、いろいろなお買い求めされるサービスであったり、商品であったり、そういった意味ではお客様は喜ばれたのではないかというふうに拝察をいたします。

○ 1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○ 1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○ 1 番（高橋公時） 全く検討違いの回答が返ってきておりますが、これご年配の方の声です。「私らは P a y P a y も使えない。いつもどおり買い物に行くとお店は大渋滞で買い物もできない。誰の何のための支援で住民を困らせる政策なのか。」この事業の費用対効果。先ほど課長、さまざまに賑わいが出た、効果があったと言ってますけど、大手、こういった地元に本社のない大手のスーパー、ドラッグストア等は税収はもちろん、本社のほうでなりますよね。世羅町になんか恩恵があります？

たとえば今回言いますよ、ひとつ恩恵があるのは、毎年度予算で挙げてますたばこ税、1 億程度あるものが今、8000 万、9000 万になってますよね、確かにこの時期にいつまで長期に持つものですから、たばこをカートンで莫大買って帰っておりますよ。若干上がると思います。その程度じゃないですか。結局この 1 億 3000 万、何か費用対効果があったのか、その点をお伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。まず実際のこの数値については運営会社から数値が挙がっておりませんので、まずちょっとその辺の成果の報告は今のところできないところがございます。今の目的のひとつとしますと、非接触ということがございました。私もいろいろな所にまいらせていただいたときに、やはり年配の方々もややもしますと、食べず嫌いと言いましょうか、P a y P a yを使われてみたら非常に便利ということで、たとえばそのお店であったり、あるいは自治センターであったり、そういったところでP a y P a yをダウンロードされて使われるというような状況もお聞きするところがございます。家族内での会話であったり、そういったことが増えていったのではないかとというふうに考えるところがございます。

それと経済につきましては大きい企業様、店舗様には大きい企業様の良さもありますし、小規模の事業者様には小規模の事業者様の良さがあります。世羅の商圈というのはさまざまなものが集まると、そういう良さがございますので、非常にお買い求めされる方とすれば、非常にいい地域であろうかと思えます。

昨日もその今の都市計画マスタープランの中で三角形、底辺が三原、尾道、頂点が三次という中で、世羅が中心と。文字で例えると、人ということがありましたけれども、私の理解からすると、入る、入ということかというふうに思っております。ですから、人も入って、お金も入ってくるということについては、非常にいい部分もあったのではないかとというふうに思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 効果があったか聞いておるんですけど、全然検討違いの答えが返ってきております。あと、5月11日、世羅町商工会の私も商業部会に所属しておりますが、総会に伺った際に、このP a y P a y支援策について、このような声が出ておりました。大手量販店、スーパー、ドラックストアの一人勝ちじゃないかと。見直しするよう会員の方よりご意見が出たかと思えます。私も黙ってどういった意見が出ているのかなと聞いておったところ、会員の方、皆様口を揃えて言われておりました。先ほどの答弁に町長は3団体からの要望を受けてこのP a y P a y支援策をした。要望を受けて今度はやめてくれと、こういったことを出されたんですか。しっかり精査されたこれは内容

なんでしょうか。

そして今ちょっと提示させてもらっておりますこのテロップみてください。  
町長は、某テレビ局の取材に対して景気への有効打にしたいので、この1億3000万、予算がオーバーしたら追加を議会に諮りたいと。このように申されましたよ。私、これを見たときびっくりいたしました。何のための政策で、もう周辺地域からは世羅町へお金をもらいに行こうと。3,000円入るということで、日用品を買いに来ている。本来の目的で観光で、課長が言われている観光で来られる、周遊される。お昼を食べる。夕方に、ガソリンでもついで帰ろうか、じゃあ、夕ご飯でもスーパーで買って帰ろうか。このような循環を描いておったんじゃないんですか。違いますよ、今回。近隣市町の方はドラッグストアへ一目散に来て、ご夫婦ふたりで来たら、4万円を持って帰ります。7万円ずつチャージをして、1万円ずつ買い物をして4万円持って帰る。この方達はそれを目的だけに来て後はすぐ帰る。これの繰り返しが5月6日から今の終了しましたよね、21日、約2週間、これがずっと続いておったんですよ。全く効果がない。全く効果がない政策ですよ。どのように町長は感じております?この政策。またやるつもりなのか。これも合わせて伺いたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） またやるかやらないかというか、これは予算を議会へ提示してですね、そういったところで認めていただいたものを実行させていただいたものでございますので、その点は議員もしっかり掌握していただければと思います。

今先ほどございましたように、世羅町商工会商業部副会長名で、これは課長宛てに要望が出てございます。これも内容、私、見させていただきました。先ほど要望書が出ましたと言わせてもらいました。この要望書については中身見ていると思うんですけども、全業種に対してこのPay Pay事業をやってくれという要望でございます。

前は飲食店のみであったのではないかとということで、これは非接触型、キャッシュレスの決済を進めるために最初ですね、取り組もうということで進んできました。これはコロナ対策、コロナ予算を使うことでございますので、それがまず

一つの目的でございました。その中でいわゆる商工会の皆様方、また飲食組合、そして観光協会等々から出たものはですね、それぞれの団体でやはり認識をしていただいているものと私は思っておりましたので、その文章を見させていただいたときに、ちょっと中でいろいろと協議ができてないのかなというふうにも感じたところでございます。

このことに議員も出席されてですね、いろんな意見を聞かれたということでございますけれども、実際、そういったところについては、議会でどういうふうなことを進めてきたんだということもひとつお伝えはいただきたいとは思いますが、今後続けていくのかということでございますが、P a y P a y でわかったことはですね、町外からのお客様がたくさんみえるということを、議員も警鐘を鳴らしていただきましたけれども、来てはいけないということではないと思います。世羅町の良いものをしっかり発信していくひとつの一助にしなくてはなりません。今回利用をされた箇所、確かにそういった大型量販店のところへ集中されました。まさかこういうことになるとは、誰しものがですね、思ってなかったから今回議員からもそういうふうにびっくりされているんだと思います。私どももそうです。

ただキャッシュレス決済を導入された約 300 社近い所においてはですね、やはりそういったことを見越してさまざまな努力をされております。その努力されたところ、量販店の中の役員の方に私もちょっとお話聞いたんですけども、世羅町に來られたお客様からの声として世羅町がこんなすばらしい店がたくさんあってですね、こういう環境にあるとは知らなかったということでもあります。世羅町、ほんと近い所にこういう便利な場所があるのであれば、今後も利用したい。いわゆる外貨が入ってくるという要因のいいイメージにも私は捉えております。

ただ町内の方に便利が良いものであるのであればですね、もっとそういったやり方については考え直す必要があるかと思えます。先ほど来言いましたように、今回 1 億 3000 という大きな予算を組んで、これがどうなるか、最初の議員の発言ではこんなにあるわけないんで、光ファイバなんかを使うなというご意見でした。今回は光ファイバに使ったほうがよいというご意見でもございます。それはいろいろな考え方ございます。ただこの国から示された交付金をです

ね、どういうふうにも有効に活用したほうがよいかというものはですね、この行政が決めるだけではなく、一緒に議会と共にですね、そういう組み立てをし、提案をし、お認めをいただくようにさしていただいておりますので、そういったところについては、しっかりやはり検証を共にさせていただければと思っておるところでございます。

先ほど私の写真を出していただきました。ありがたい限りでございます。ただこの部分はですね、5月6日にスタートし、そのスタートしたことによって民放局が取材に翌日、来ました。テレビは確かに10日に出ましたけれども、始まってスタートして何も見えない中で予算等についての質問ございました。実は取材はですね、あのテレビで放映しただけじゃないんです。もっと長い時間いっぱい受けて切り取って切り取ってあそこが放映されました。P a y P a y というものですね、こんなにたくさん浸透して、いろんな市町が活用している理由というのもよくわかったわけです。予算的に足らなくなったらどうするんですかという、余ることも考えますよねっていう、足らなくなったらどうしますか。それについては、私が勝手に決められないので、議会へ諮って追加も、それは足りなくなる可能性はあるんです。このP a y P a y のシステムご存じいただいておりますかね。

まずそういった事業者にも周知するために非決済のアプリをダウンロードし、そういった取り組みをP a y P a y のほうからされます。その者において契約をされて、町がそういった契約をまたなおさらします。それにはかなりな時間がかかります。それからスタートして、これを止めるということになるとですね、契約上は簡単に止められるものじゃないんです。期間を2か月として組んでいる以上はですね、その2か月間を本来は続けていくというのが契約になってます。

ただ今回はコロナという部分においてペイペイ社においてもご理解をいただく中で、これまで契約を、いわゆる変更するわけでございますので、10日間という、ほんと短期間の間でですね、一応今回は中止をしようという町の方針にしたがって取り組みを事業者にも周知をいただいたりして、結構なスピーディーにですね、止めることになりました。こういった協力もいただく中で、P a y P a y 事業、大きな反省点は確かにあると思います。しかしながら今回が失敗だったという言い方はされたくないというふうに思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） たいへん申し訳ないけど、大失敗でございます。町長、理解されてないのはあなたですよ。2か月ずっとしなければならぬというか、読みましたルール、なくなり次第終了ですと書いてあるの知りませんか？それもそうです。9億5000万のうち地方創生交付金のうち約半分を光ファイバに充ててるからこれ以上充てるなど言ったのはひとつですよ。ですけど、1億3000万ですよ。これが効果があったと思います？何か返って来ます？これが。たとえばですよ1万3000円、A君に支払いました。借金を返します。教科書を買いました。何かを買いました。2,000円余ったから、じゃあ、この部分は皆におごってあげましょう。こういうA君。しかしOくんは1万3000円親からもらいました。皆さん自由に使ってください。大盤振る舞いですよ。その今度は見返りがあるのか聞いているんですよ。その方が来ますか、また世羅に。何を目的に今回来られたんですか。よく理解されてないです。

もうひとつ言いますよ。3月定例会において町長に私ははっきり言いました。今利益が出ているコロナの事業者、スーパー、ドラッグストア、こういったところは空前の利益が出ていると。こんなところにまたお金を落とすのかと。今回、神がかり的な利益が出てますよ。ご存じです？町長にちゃんと警鐘ならして議事録も取ってますよ。私はちゃんと言いました。町長に。また利益を与えるのかと。しっかり、しっかり聞いてください。どのように考えてます？

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 全く理解してないということでございますけれども、私の理解度とちょっと違うのかなと思います。実際、今回の事業を進めるにあたって2か月という部分は確かに期間として設け、議会にも説明させていただきましたが、他の市町を見ますとですね、早めに中止決定をされて予算オーバーする前にですね、ストップをかけられてます。世羅町の場合もそうならないから早めにストップをかけなくてはならないという部分もありますけれども、ストップかけてもその期間はその事業は止めることができません。先ほど言いましたように、10日で今回はスピーディーにやっていただきました。本来2か

月という期間の中で、まず1か月で検証します。それでオーバーしてなかったらまず止めなくてはならないというのがまずは優先です。それをやろうとしていました。もし足らなかったら、ただ1億3500万になったときにですね、最終的には請求書がそれでやってまいりますので、それは議会に認めていただかなくちゃいけないので、臨時的にも議会のほうへしっかりかけていく必要がございます。そういった決済についてはですね、コロナ予算を活用させてくださいということでお認めいただかざるを得ない。そういったところも見越してですね、提案もさせていただいておったということですね、しっかりそこはご理解もいただきたいと思います。

それと今回、世羅町に何も残ってないじゃないかというようなご意見でございますけれども、さまざまな事業者でしっかり活用いただけてます。確かに大きな店でそれだけのものが売り切れたということはあるんですけども、ある事業者においてはそのPay Payによってですね、地元のそういった事業者がPay Pay事業というのはある金額でオーバーしたらストップになります。その事業者ごとに。それを再度また申請されたということも耳に入ってきました。ガソリンスタンドについてもご利用が増えたというふうに喜んでいらっしゃるのも聞いてきました。それぞれの事業者によって差はあるんですけども、全事業者に配るということでは今回は至らなかった。ただ先ほど言われるように、ほんと儲けとるところにお金を配ってどうするんだというようなことではなくてですね、商工会なり、さまざまに困っていらっしゃるところが、全業種に対象にしてくださいという要望を受けた以上はですね、その全業種にやはり町が措置するというのは必要だと思ってます。確かに議員はやめておけということはあったんですけども、実際それがですね、想定、じゃあその時点でできたのは高橋議員だけだったということになります。全体的にですね、商工会員様、飲食店組合様、観光業、さまざまな業種の方とですね、そこまで想定はできてなかったという部分においては反省していると先ほど申し上げたとおりでございます。できる限りこういった国の事業活用できる事象をですね、やりたいと思います。

今回提案させていただく事業、持続化に関するようなところの支援は議員もですね、しっかりやれ、やれということは言ってくさってました。ただこれこ

そ直接支援になってですね、実際どういうふうに見えてくるかというのは、今、困っていらっしゃる方にやはり助けていくということですね、しっかり町もよくよくそういった商工会とも話をしていく必要があろうと思います。さまざまにですね、国・県の動向もあります。その流れに沿って町もやるわけですが、独自支援となるとですね、今さっき言われましたリスクもしっかり頭に入れながらやっていく必要があるということでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 終わったことをいつまでも追求する気はもうございません。しかしながら、次なる支援策、先ほど町長言われました2番目の「1億8000万円の有効な活用策について」お尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。2点目の「1億8000万円の有効な活用策はいかに」についてお答えします。本町に配分された令和3年度「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、「世羅町頑張る中小事業者応援事業」、「観光業緊急支援事業」の2事業の関連経済対策に伴う補正予算案をこの度の定例会に提案させていただくこととしております。

昨年5月より、さまざまな事業によって支援に取り組んできたところでございます。変異株によるコロナ第4波の全国的な感染症の急拡大とそれに対する拡大防止策により、経済への更なる影響が懸念されます。多くの人々が動くことにより成り立つ飲食、運輸、宿泊、観光などの事業者にとって、甚大なダメージが及ばないか心配するところです。引き続き、事業者の支援、消費喚起策を推進してまいりたい考えでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） コロナ禍の2年目を迎えて、事業者におきましても、もう耐えきれないと。こういった声も聞こえてきております。先般来私はずっと持続化給付金のような支援策をとということで訴えてまいりましたけれども、この度、全協で先ほど課長のほうからありましたように、提案が2点されました。



これは非常に評価できる内容だと思います。しかし80点です。できましたらこの10万円から30万円というところが、やはり売上が半分以下という事業者たくさんあるんですよ。国からの支援策も全くない状態です。飲食だけの緊急事態のところだけです。できましたらこれが10から50という利益率が落ちているところに還元できるような政策にすれば私は100点であったのではないかと思います。時間もありませんので、ここは最後にさせていただきます。

私、3月定例会でも町長に何度も何度も申しました。間接的支援は今、必要ございません。今、疲弊しておるのは直接の事業者でございます。直接支援を、直接支援をとということはずっと言ってまいりました。間接的支援をした結果がこれでございます。間接的支援はこのコロナ収束後、新たに今のような政策を考えてください。今は間接的支援は必要ありません。また提言しておきますよ。先ほど来町長が言ってますように、提案されるのは町長です。しかしながら我々議会もそれを容認し、賛成しとるわけですから、私も賛成した議員でございます。しっかりこれからも町長のそうした政策、提案に対して吟味をし、意見を申し述べていきたいと申し述べ、この質問を終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） いろいろとご提案いただく中で直接支援のほうが有効的であるというふうに議員のほうはおっしゃってくださっています。確かに直接支援は国・県からはするなど。間接的支援で進めよということが示されています。しかしながら事業者にとっては直接支援のほうが有効性があるのだという声だと思います。

実際、今、ほんとに困窮されている事業者の方、よくよく商工会等もいろいろとアンケートも取る中で、困っている業者、特に現状では飲食店とかいうふうな声ありますけれども、議員が頑張っておられる観光業についても、今GoToがないこともあって、かなり厳しいという状況も聞きますし、それ以外のところでもですね、さまざまに世羅町とすれば、観光振興に取り組んでいきたい、そのものでございます。

そういったところで世羅町にお客様としてお越しいただいて、お金を落としたいということですね、進めるためには今の現状頑張っている事

業者、その方をどう応援していくかということが必要であります。またさまざまなコロナでの借入金等に借換えをされる方も多くございまして、今後、そういったところに返済が厳しいというような声も出てくるのではないかとこのように思っています。そういった方に寄り添うような支援的なものもですね、何らかの必要があるのではないかとこのように思っています。是非ともですね、今後、早く収束してですね、通常の経済活動が世羅町内でも行われることを願い、今、こらえて頑張っている事業者をしっかりと応援しようということをしてですね、また進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） ここで昼休憩といたします。再開を午後1時といたします。

-----

休 憩 1 1 時 5 4 分

再 開 1 3 時 0 0 分

-----

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き1番 高橋公時議員の一般質問を続けます。

次に 「自治センター指定管理者と自治振興（活動）について」 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 項目2番目 「自治センター指定管理者と自治振興（活動）について」お尋ねいたします。

現在、自治センターの管理は各地域の大組織である振興会や自治会、振興協議会などが指定管理を受け管理業務を行っている。同じく大組織が自治振興交付金を受ける窓口となり敬老会や中組織活動の一助として運営を図っている現状にある。

そこで自治センターの指定管理業務と自治振興の考え方についてお伺いいたします。

1番目として、「世羅町自治センター指定管理者の責務について」お尋ねいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは高橋議員の2問目、「自治センター指定管理者と自治振興（活動）について」の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目にご質問いただいております「世羅町自治センター指定管理者の責務」についてでございます。町では、町内13地区に設置しております自治センターを適正かつ円滑に管理するために、各施設の指定管理者と基本協定書を締結しております。

その協定書において、指定管理者の業務の範囲を、自治センターの管理運営及び使用許可、そして設備の維持管理と定め、その責務を明確にしているところでございます。

そして、毎年度業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行い、業務の実施の対価として指定管理料をお支払いしているところでございます。

今後におきましても、指定管理者との連携を図りながら、施設の良好な環境の維持に努めてまいり所存でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 責務として自治センターの管理運営及び使用許可や設備の維持管理、業務の実施状況、施設の管理状況の確認、こうした業務の実施対価として指定管理料払っているとご答弁をいただいたところでございます。

続いて「サロン事業の考え方」、これについてお尋ねいたします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） 2点目の「サロン事業の考え方」についてのご質問にお答えします。

地域づくりと生涯学習の拠点施設として地域住民の集いや学びの場である自治センターにおいて、さまざまな地域活動の一つとして、居場所づくりであったりふれあいサロンなどのサロン活動を通じて、高齢者の生きがいや介護予防につながる事業として取り組んでいただいております。

町といたしましては、より多くの皆様が、住み慣れた地域で健康を維持しながら

ら楽しく暮らし続けることができるよう引き続き取り組みを支援してまいりたいと考えているところです。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 居場所づくりや介護予防につながる事業だご答弁をいただきました。この事業に対する補助金は確か、社協から支払われていると思いますが、この社協から支払われていると言いましても、町、たぶんこれは福祉課のほうから社協への負担金、またこれはサロンの形態にあった助成がなされていると思いますが内訳、金額等がわかれば教えてください。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それではサロン活動の実施に対します補助金の内訳についてお答えをいたします。冒頭にですね、サロン事業につきましては2種類ございまして、いわゆる百歳体操など実施を一定の条件として常設サロン型で住民主体の通所介護事業として行っていただいている居場所づくりのサロン。それからふれあいサロンということで、一定の条件はありませんが、集いの場としてサロンいただいている、2種類ございます。

それぞれ町のほうから社会福祉協議会のほうへ委託であったり、補助金を出しておりまして、それをまとめた形でそれぞれの実施団体のほうへ交付をいただいているところでございます。

先ほどの2種類の補助金の額でございますが、居場所づくりにつきましては、基本額として年に34万7000円、これに前年度の参加人数の加算をしたものをお支払いをしております。また、ふれあいサロンにつきましては年間11万5000円の補助金をお支払いをしております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） もう1点わかればですが、13自治センターで、居場所づくりと今のふれあいサロンですか、これの内訳がわかれば再度教えてください。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） 13 自治センターのうち、居場所づくりとして実施をしていただいている自治センターが 11、それからふれあいサロンとして実施していただいている自治センターが 2 ということでございます。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 3 番目の「各種事業報告・決算報告のあり方について」お尋ねいたします。これは指定管理料、自治振興交付金、サロン事業、この点についてお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは 3 点目の「各種事業報告・決算報告のあり方は」のご質問にお答えをいたします。

まず、指定管理料につきましては、毎年度終了後、事業報告書をご提出いただき、施設の管理業務の実施状況や施設の管理に係る経費の収支状況等を確認しているところでございます。

加えて、人件費の決算状況につきましても、毎年度終了後、収支決算書をご提出いただき、収支状況等を確認しているところでございます。

続いて、自治振興交付金につきましては、毎年度終了後、事業実績書をご提出いただき、自治振興事業や敬老会事業などの実施状況や収支状況等を確認しているところでございます。

また、毎年ではございませんが、各自治センターを訪問し、会計関係書類、備品台帳等に基づく業務実施状況の確認調査を実施しております。

次に、サロン事業につきましては、事業実施団体において事業報告・決算報告を行っていただいております。また、事業完了届に事業実績報告書及び収支決算書を添付して、サロン事業の窓口である世羅町社会福祉協議会へご提出いただき、提出書類等により事業内容や収支内容等を審査し、事業実施団体における補助金に係る適正な予算の執行に努めていただいております。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 大きく 3 会計ということですが、3 会計の相互間のお金の

行き来、こういったものが実在するのかお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。これについては、ございません。さらに先ほど申し上げたんですけれども、自治振興交付金等についてはですね、それぞれまた事業区分がございます。その事業区分のお金の行き来もございません。事業区分ごとに精算をしておるという状況でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 行き来はないということでお伺いいたします。

各地区総会でのこの事業報告のあり方、こういったものは、どのようになっておるのか。たとえばサロン事業にいたしましては社協への報告とありますけれども、実際は先ほどお伺いしたように、町からお金が出ていると、社協経由で出ておると。こういう事業報告も各組織において実際に事業報告されているのか、その点についてお伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。各地区の総会資料によりますと、概ね一般事業、自治振興の振興会の活動事業ですね、それと指定管理事業に区分をして事業報告を行っておられます。地区によってはですね、さらに細分化して事業報告を行っておられる、そういった場合もございます。

サロンの会計についてでございますけれども、これについては一般事業のほうへ含んで事業報告されているところ、それから完全に独立した会計として事業報告を行っておられるところ、あるいはもうサロン会計についてはそうした報告をされてないところ、いろいろ違いがございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） さまざまな会計報告がされているとお伺いしましたが、この会計処理、こういったものを13自治センターで統一書式、ある程度一定の書式に変えられて、またこういった事業報告なども同じように行われる、一定の枠

を決められたほうがいいんじゃないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。統一的な会計処理という点については、第1期のときにそういう要望もいただいたということもありまして、町のほうからこれに基づいて会計処理をとということでソフトの提供はいたしております。それを今日においても使用されている地区もございますけれども、地区によっては複式簿記、単式簿記という違い等もございます。我が地区においては独自のやり方がいいと、そういう判断をされた地区もございます。町としてこれは自治組織の判断に委ねているという状況でございます。なお、地区から町のほうへ上がってくるというか、ご提出いただく書類等については統一をしております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） できましたらこの書式は統一していただいて各地域に委ねないように、一定の書式を決められるのが良いかと思えます。

4番目の「自治振興交付金の使途について」お伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは4点目の「自治振興交付金の使途は」のご質問にお答えします。

自治振興交付金の活用対象事業につきましては、大きく3つの事業がございます。自治振興事業、敬老会事業、地域自治活動事業となっております。

自治振興事業につきましては、住民自治組織（大組織）が行う組織の維持・運営に係る事業や住民自治の推進に係る諸活動事業等でございます。

敬老会事業につきましては、各地区で実施する敬老会事業でございます。

地域自治活動事業につきましては、住民自治組織（中組織）が行う組織の維持・運営事業や住民自治の推進に係る諸活動事業でございます。

こうした事業を実施するために、自治振興交付金をご活用いただいていると

ころでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 説明すると大きく3つの事業ということで、自治振興事業大組織に、これは600円×全世帯数、均等割18万5000円。敬老会事業が1615円×77歳以上の対象者、均等割5万1500円。地域自治活動、これは中組織1100円×加入世帯+これが中組織の組織数によって1万円×中組織数。こういった大きな金額でございます。

地域で言いますと、一番大きいのが大田、ここは約370万程度になります。甲山が230万、小国が168万、一番小さな組織であります山福田が約66万。370万と66万、大きく事業として扱っている金額が違うと思います。これが先ほど言われた各地域に渡されている振興補助金だと思います。この自治センターの person 費、ここをお伺いしますが、これセンター長及び職員、こういったものの給与、こういったのは統一なんでしょうか。そうでなければその理由をお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。自治センターの person 費につきましては、これは統一はされていないということで承知をしております。この person 費、給与についてでございますけれども、雇用主でございます自治組織においてですね、規約あるいは就業規則等に基づいて決定をされていると、こういうことでございます。

なお、町のほうから交付をいたします person 費補助金、これについては、統一した考えで算定をし交付をしているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） これまでこの person 費が自治活動費より支出をされていたと思いますけれども、指定管理事業より支出されるようになった経緯をお知らせください。

○企画課長（道添 毅） 議長。



○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。この人件費補助の大部分が自治センター長及び地域スタッフの給与でございます。自治センター長及び地域スタッフの主な業務はですね、やはり施設の適正かつ円滑な運營業務であるというふうに考えておりますので、予算上は指定管理料、ここへ移行をしたところでございます。ただし、詳細には施設の指定管理料、それから人件費補助、ここでのお金の行き来というものはございませんので、それぞれで精算をしていただいていると、そういう状況でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） この交付金は、指定管理を受けた振興会や自治会及び推進協議会しか受け取る事ができない交付金なのかお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。この自治振興交付金につきましてはこれは指定管理とは関係はございません。先ほど申し上げましたように、自治振興事業、敬老会事業、そして地域活動事業等の区分ごとにですね算定をして、大組織に交付をしているという状況でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） この自治振興交付金、13自治の残額、繰越でたぶん持つておられると思いますが、残額をすべて13自治教えてください。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。令和2年度の総会資料によりますと、この残額というのは世帯数の多い地区が総体的に繰越額が多いという傾向にはございますが、1世帯あたりの繰越額で見ますと、世帯数とは必ずしも関連性はないというふうにみております。具体的な金額ですか。

▼【高橋議員：「はい」】

まだ令和3年度総会済まれてない所がほとんどでございます。令和2年度の

資料によりますと、甲山地区が正確な金額ですかね。

▼【高橋議員：「(聞き取れない)」】

甲山地区が約 200 万円、宇津戸地区が約 200 万円、中央地区が約 30 万円、伊尾地区が約 130 万円、東地区が約 80 万円、大田地区が約 440 万円、大見地区が約 130 万円、西大田地区が約 130 万円、津久志地区が約 40 万円、山福田地区が約 200 万円、小国地区が約 30 万円、津田地区が約 310 万円、黒川地区が約 50 万円という状況でございます。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） この指定管理業の残金、これは返金するようにこれまではなっておったと思いますけれども、この振興交付金、これは繰越可能となって、現在先ほど課長がお知らせくださった金額になっておりますが、今年度よりこの残額を返金するようになったと伺っておりますけれども、この理由を教えてください。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。2 期ですね、前期平成 27 年度から令和元年度までの 2 期でございますけれども、この 2 期において、交付金の繰越はほぼございません。そしてまた先ほど申し上げましたように、どの自治組織におかれましても一定の繰越額がある。そうしたことを踏まえまして、この交付金の 1 割までの繰越可能としていたことにつきましては、その役割、これについては一定の役割を終えた、そのように判断をいたしまして、3 期目からはこの 1 割繰越可能というところを削除しているところでございます。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） ちょっと一定の役割を終えたというのがわかりませんが、次にいきます。各自治会において「まちづくりビジョン」を定められていると思っておりますが、こうしたビジョンに沿って交付金の活用などもされると思っております。13 組織においてこれは提出されてますよね。もしされてない所があればお伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。このまちづくりビジョンについては、ほぼすべてご提出をいただいております。昨年度、一昨年度はですね、見直し、これを行われている地区も多くございます。自治振興活動、これはですね、やはりこうした地域づくりビジョンに沿った形でそれぞれの地区で展開をされている、そのように認識しております。

▼【高橋議員：「提出は全部ですか。」】

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 町のほうへご提出のほういただけてない地区は山福田地区、1地区のみでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） この自治振興交付金の使途というのは先ほど来言いましたように自治振興事業、また敬老会事業、地域自治活動事業に使われると伺った所でございます。

5番目に入ります。こうした事業です。「振興会への問題や意見に対し町の指導・監督権限について」お伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 5点目の「振興会への問題や意見に対し町の指導・監督権限はいかに」のご質問にお答えをいたします。

問題等が指定管理業務に関することであれば、町が指定管理者に対して、業務の改善勧告等を行うことは可能でございます。

しかし、問題等が自治組織の組織体制や活動に関することであれば、基本的には自治組織の中で解決が図られるべきこととございまして、町としての指導等はむずかしいと認識しております。

そのうえで、町に対して町民等から、そのような問題提起があった場合には、良好な地域社会の形成という視点の中で、できる限りのことを尽くしてまい

所存でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 平たく言えばお金は出すが口は出さない、こういった答弁に聞こえましたが、先ほどお伺いした自治振興交付金の残額の多いセンターに対して指導・監督権限、これもすることはできないということですか。その点についてお伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。繰越額の多い組織への指導・助言ということでございますけれども、これにつきましては町が指導・助言する立場にはないとそのように考えておりますが、やはり繰越額が必要以上に増大するのは好ましい状況ではないとも考えております。そのため、そうしたことにつきましては地域でしっかり話し合っておりますね、有効活用をされることを期待をしているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 町長にお尋ねいたします。冒頭の挨拶で奥田町長に住民の方がご相談に伺ったこと覚えておりますかと、覚えておりますか？

私は同席いたしませんでしたので、そのことについて少し町長にお尋ねいたします。

大組織を統括している振興会において4点の諸問題についてお尋ねしたと伺っております。そのうち、備品の譲渡、売却について、虚偽報告や決算書相違偽造など尋ねたと聞いております

こうした件は、本来、大組織の振興会などが事実に基づいて調査をし地区住民に対し回答をされるものだと私も思いますけれども、なぜこれが振興会にでなく、役場に、町長にお尋ねになられたのか、町長、どのように思われますか。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 先ほど冒頭の挨拶のときにですね、議員からお示しされ

ましたように、少し悩みを聞いてくれというような状況でありました。

これはしっかりですね、これは自治センターに対する要望というものは受け止めておりませんで、これまでの自治センター運営の中でちょっと気になることがあるからということで私のところに4点ほど相談にお越しいただいたわけでございます。その中で実際、私が判断する中ではですね、このうち2点については町の指導にも足りてないところがあるということで、これは早速ですね、自治センターにもそういったことをきちっと担当課として進めるようにということもありました。その中にまた、備品等のことについてはちょっと調べさせてくださいということで、その場ではですね、回答はしてございません。残る2点についてはですね、実際、町が関与することではなかろうということのでひとつお返事をさせていただいたところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） もう1点お尋ねいたします。

町長、覚えておいででしょうか。私も3年前に自治センターの建設の折、一般質問にてお尋ねをさせていただきました。その際、建設場所や計画について全く知らない地区があると。当時の振興会の代表理事のメンバーに偏りがあるんじゃないかと、再三、これは3年半前、町長にお伺いしたところでございます。現在そういう計画等されている地域の方々はそのようなことはないとは思いますが、当時私は、企画課に指導・提案してほしいと。

たとえば各ブロックから代表を出してほしい。こういう選任方法が他でとられているんじゃないかと、課長にもお伺いしました。当時の企画課長は、振興会が考える事で町が指導する立場にないと。今回の答弁でも振興会が考えること、また自治会が考えることなので、町はお金は出すが口は出さない。このように再々申しておる。しかし、先ほど言いました地域は来期より規約の改正など一部を見直し、選任のあり方を変えられたと伺っております。町がこれは一定の指導をしたものなのか。地域住民の意見があったものなのか。振興会独自の判断でそれがいいと思ってされたのか。再度、町の大組織への指導・監督権限についてお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ちょっと記憶が薄いのですがたいへん申し訳ございません。突然の通告がなかったもので実際調べておりませんが、確か自治センター建設にあたってはですね、高橋議員がなられる前からの進め方をしてございまして、なられた直後の予算等の中ですね、債務負担行為のときの説明で質疑を受けさせてもらっております。その中で地域にこういうことが、自治センター建設が進んでいるということはですね、議会の中でも新しいメンバーの中で議論があってきたのではないかとというふうに思っております。その中で知らない地域があるのではないかとということでございましたが、実際、私どもがですね、全この自治センター内にあります中組織等にですね、出向いてまでは説明はさせていただけないんですけれども、それぞれの自治センターにおいて、振興会においてですね、総会なり役員会等々開いてですね、周知を図っていただけるものというふうに思っているわけでございます。

そもそも自治センター、これは公民館法から変わりました、公民館組織ではなく、自治振興という形ですね、生涯学習等行う場に変更された経緯がございます。そういった折にはですね、やっぱり自治活動というものは地域がしっかり進めていこうということで、地域内でのさまざまな取り組みについては地域で課題解決もしながら、いろんな施策等も進めていこうという流れがスタートしておりました。現状はですね、町としても地域のビジョンを作っていた中で、それぞれやり方は多々あるかと思っておりますけれども、町としてはですね、ひとつその進め方についていろいろと協議はしますけれども、それぞれ独自の自治振興であります、現状では地縁団体等も作られた地域もありますし、大なり小なり、さまざまに大きな規模、小さな規模でいろいろと議論いただいている内容もございます。前にもセンター長会議等々でもですね、行政のいわゆるそういう行政のことを代わりにやっている事業ではないんだということ。いわゆる行政はいろいろな面で連携を取る、そういったいろいろな情報提供をするだけであるのではないかとというようなお声もいただいたことございますので、それぞれ自主性に任せてですね、いろんなことに取り組んでいただいている現状ではあるかと思っております。ただ先ほど議員がおっしゃられるように、中ですね、何か問題が生じたときには行政も一緒になって考える必要があろう

かと思えます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 最後の答弁で行政も中に入って考えられると。このような地域住民の意見、問題提起に対して、その自治組織の大組織が、大組織、振興会や自治会が対応をされない場合、もしこういった問題があるんですよと住民が言っていた、大組織に。しかし全く対応されない場合、答弁されたように最初はこれは自治は自治で考えることだよと言いましたが、先ほどの町長の答弁では町も間に入って考えなければならない。これはほんとにいいご答弁をいただいたと思っております。私もそのように思います。もしそれでも振興会、こういったところを説得できず、結局のところは振興会で考えろ、自治のほうで考えろというのであれば、課長、これどうすればいいんです、その地域は。脱退するんですか。脱退して、脱退した場合、交付金というのは別組織でもらえるんですか。その点についてお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） そのような大組織はないというふうに信じておりますし、実際そうした意見があればですね、そうしたことを踏まえて、どういう方向を目指すべきか、そうしたことを考えられておられると認識をしております。

今回の問題提起の部分につきましても組織体制、役員体制等、今、新しい体制を検討されておられますけれども、そうしたことのひとつの考えるきっかけという部分ですね、この問題提起というのは非常に大きな意味があったというふうに自治組織も受け止めておられますし、町としてもそのように受け止めております。

脱退等の話がございましたけれども、自治振興交付金、今大組織に交付をしております。事業は自治振興事業、敬老会事業、地域自治活動事業等々に分かれています。地域活動事業等は、地域活動事業につきましては、これは中組織を活動支援する補助金でございます。ここにつきましては、もし仮に脱退ということになった場合には、中組織そのものの活動実態があるということにな

ればですね、当然それに対しての支援というものはその方策、今、大組織に交付するようになってますけれども、そこは検討していく必要があるというふうには考えております。ただ、やはり大中小組織がですね、しっかり連携して地域づくりに取り組んでいただく、これが町としての思いでございますし、それが協働のまちづくりということと考えておりますので、そうしたことにならないようにですね、しっかり自治組織も取り組んでいただきたいと思いますし、先ほど町長答弁にございましたように、やはり地域の課題、これらを行政もですね、しっかり共有をして協力して解決に取り組んでまいりたい、そのようにも考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 課長はそういったことは全く考えてないと。しかしながらそうなった場合は交付金を受け取る権利はあるというご答弁であったと思います。

町長、これ去年の3月、覚えていらっしゃるでしょうか。世羅町自治センター指定管理者の選定について町から我々議会に対して提案されましたよね。13自治センター共に、これまでどおり継続して管理いただくよう議決されたと思います。12地区においては満場一致で採択され、1地区においては4名の議員の反対があったことを覚えておりますか。これも覚えてないですか。これは大きなことですよ。反対が出たというのは。これは大きなことですよ。反対が出たというのは。

同じ定例会にて、世羅町自治センターの公募によらない選定でこれまでされておりましたが、募集、一般公募とすることを求める陳情書の提出がなされました。6対7で賛成多数で採択されました。こうした結果を踏まえて、すでに警鐘がなっておる。このことを町長は自覚をしておりますか。いないのか。反対があった自治に関して、何か問題があるんじゃないか。ご心配はないですか。町長にお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 思い出しました。そういう経緯があったのはよくよく存じ上げてございますし、警鐘を鳴らしていただいたというよりもですね、ほん



とにこれでいいのだろうかというふうな私は不安をも受けたところでございます。実際、自治振興行っていく中で、これまで13自治センターはそれまでも旧小学校区においてですね、さまざまな活動行われております。ただ中ですね、そういった町民の方同士の中ですね、さまざまなことで、前に進んで行くのがむずかしくなるのではないかという不安をも受けたわけでございまして、そのときの議員の中にもですね、ほんと悩まれて決断をされて、やられたのではないかというふうに感じております。

今後の指定管理のあり方について問われたこととございまして、それは自治振興に限らずですね、すべてのそういった指定管理のあり方について今後、警鐘が鳴らされたものというふうには受け止めております。ただ、思い出したんですが、そのときに議員が言われました。私は違う自治振興から大田の地域に戻ってまいりました。私はその地区民の一員としてしっかり地域を盛り上げていきたいという決断の言葉をいただきましたので、今回のこういった事案もですね、しっかり地域とお話をいただく中で、うまくまとめあげていただけるものと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 戻ってまいりました。しかしながら現在、昨今のコロナもございまして、なぜか地域自治のほうからはお呼びがかからない。先般、課長と私とその地区の振興会長とお話しをしたときも、課長が提案なさってくださいましたよね。高橋議員、顧問になられたらどうですかと。しかしながら一向にまだそのセンターからは打診も何もございませぬ。いい提案くださったんですが、私では不十分なのだと思います。

ちょっと長くなりますが、最後になりますけれども、今後、地域自治振興や活動などさまざまなその地域特有の問題提起がなされてくると考えます。その際、地域の内情をしっかりと調査して町長、ここ、よく聞いてくださいよ。大きな声を出すものの言う事を聞くのではなく、何が正しいのか、これ僕いっつも言ってますよ、町長に。「サイレントマジョリティ」意味がわかりますか。声なき多数派、これがいるんです。ここをしっかりと見極めて、判断し実行するよう提言してこの質問を終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 何度もその「サイレントマジョリティ」については、以前もそういうふうにご教授をいただいたところでございます。こうやって議会質問の中で、大きな声ではなく、小さな声ですね、しっかりよく聞けということでございますので、しっかり受け止めてまいりたいと思います。

ただ顧問に関してはですね、町が関与するわけにはいかないと思っております。できる限り地域の中へいろいろと声を聞きながらですね、将来的な地域の展望を見据えて議員という立場の中でいろいろとご活動いただければと思います。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ちょっと1点勘違いがあります。町に関与してくれとはひと言も言っておきません。課長のほうからこういった自治区もあるので、議員さんが入って相談に乗ってあげたらどうですかと提案をしていただいただけなので、町に関与してくれとはひと言も言っておきません。その点勘違いなされないようにお願いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） はい、受けとめ方がまちがっておりました。ただ、町が関与するとか、先ほど来いろいろな点ですね、しっかり町も中に入っていろいろ相談を受けろということは聞いたものと私は受け止めておりましたので、そういうふうに、しっかりですね、町と連携を持つ中でやっていきたいと思っております。

○議長（米重典子） 次に、「学校給食基本構想・計画はいかに」 1番 高橋 公時議員。物品の持ち込みについてこれを許可しております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ちょっと時間も押してますので、早口になるかと思えます。「学校給食基本構想・計画はいかに」

平成 29 年 9 月定例会において次世代を担う児童・生徒の食育推進について伺いました。私は幼少期の食育こそが、将来の体づくりの基礎になると伺い、教育長は、地産地消の推進と栄養バランスを考慮した給食に取り組んでいるとお答えをいただきました。

当時、奥田町長は津名自治センターの新築による建設後、さらに小国自治センターの増設による新築、私は建設場所にこそ疑義を生じ反対をした大田自治センターの建設、甲山自治センターの移転による改築、思った以上に事業費が増大することになり、やむなく断念した町長肝いりの多目的グラウンド、優先すべき公共施設の計画が目白押しの時期であったかと思えます。こうしたことも終わり、自治センターの建設もやっと一段落し、いよいよ新給食センターに向けた協議がなされていると先般も同僚議員が発言したところでございます。老朽化、そして嵩む修繕費、継ぎ足しをしながら運営している状況にあり最優先の案件であると考えますが、今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 学校給食基本構想に関するご質問の 1 点目でございますが、「今後のスケジュール」についてお答えをいたします。

学校給食センターは、児童生徒の健康づくりや体力づくりだけでなく、望ましい食習慣を身に付けることなど、食育の向上に関してもたいへん重要な役割を担う施設であるところのように認識をしております。

令和元年 8 月、世羅町学校給食運営委員会から「今後の世羅町学校給食センターの在り方についての提言書」が提出され、この中に示されました 7 項目の検討事項のうちの一つが、整備構想の検討組織の立ち上げでございました。

これを受けまして令和 2 年度に「学校給食基本構想検討委員会」を設置いたし、令和 2 年度に 3 回の会議を開催いたしました。今年度は近隣の同等施設の視察 1 回を含み 4 回の会議を開催予定でございます。

その中で「提言書」の内容を中心に検討を行い、9 月末から 10 月を目途として「世羅町学校給食基本構想」を策定いたします。ただし、視察につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮のうえ実施いたしたいと考えております。

いずれにいたしましても、児童生徒の健康の保持増進を図り、望ましい食習慣を養うため、安全で安心かつ安定的な給食提供は必要不可欠なものであると、このように認識しております。そのために必要な施設整備につきまして、重点課題として学校給食基本構想の内容に沿いまして、引き続き今後検討を進めてまいり所存でございます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） スケジュールについては私のほうからお答えをさせていただきます。

スケジュールと言いますか、これまでの経緯でございます。私も町長になりましたから、さまざまな施設管理について課題がたくさんあるなということは認識してございまして、当初、なったばかりのときに、耐震強度、東日本大震災等々、地震等がかなり頻発したということもあり、危険度の高いところをですね、早く施設を耐震化、並びにまた新築等々へ進めてきたという経緯がございます。その中であって自治センターについては、先ほどありましたが、随時進めるために各地域でのお話し合いをいただく中で進めてきたことでございます。それだから給食センターをおいておいたというものではございませんで、同時並行で、さまざまなことの施設は協議をしてございました。

中でも給食センターについては私も現地確認をさせていただき、世羅給食センターのウェット方式については課題があると。また動線についても狭隘である。また、機器についてもかなり経年劣化したものがあるということは認識してございまして、その教育委員会、給食センターの所長とですね、さまざまに協議をしてございます。その中で持ちこたえているという状況もあった。並びに教育委員会とのお話し合いをする中でですね、早く進めて行こうということですね、当時も話をしました。

しかしながら、なかなか前に進まないということがですね、私もちょっと危惧は申し上げまして、今回、新たな教育委員さんも選ばれた中で、同様にずっと質問等もいただきますので、「是非とも検討委員会を立ち上げるように、何らかの動きをしていきたいと思います」ということで、こちらからですね、できれば早いうちに建設のほうへ進んでいきたいという旨を申し上げたところでございます。あ

れをやったからこれができないということではなくてですね、実際同時並行で新町合併建設計画もございましたし、さまざまな要望、特に食育という観点に私は力を入れていくことをこれまでも表明させていただいております。子ども達のためにすばらしい給食センターを造っていきたいということでですね、昨日、他の議員からの質問に答えましたようにですね、完璧にいいもの造っていこうという前向きな取り組みをお答えさせていただいたところでございます。

○議長（米重典子） 高橋議員、残り時間1分です。

○1番（高橋公時） 町長に聞きます。公共施設の建設計画として現在、最優先の事項であるということで認識しているのか、お尋ねいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） さまざまに建設ございます。その中のひとつとしてですね、昨日申し上げましたように、早急に進めていきたいということでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 高橋議員申し訳ないです。時間切れでございます。

以上で、1番 高橋 公時議員 の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再会は2時05分いたします。

休 憩 13時51分

再 開 14時05分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、「行政のデジタル化を推進するとは」 2番 上羽場 幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは事前の通告に基づき3つの項目について質問させていただきます。まず項目1「行政のデジタル化を推進するとは」

現在、町では、情報通信基盤の整備を進めているところであります。さらに行政のデジタル化を推進すると世羅町第2次長期総合計画後期基本計画にも掲げてあります。このことによって私達町民の暮らしはどのように変化があるの

か。何が便利になるのか。また、役場庁舎内外での職員の円滑な職務遂行がどれだけ進むか。とても期待をするところであります。整備が目的ではなく、問題解決の手段としてこのことを進めていくことが必要だと思います。そこで町はどのような計画を実行しようとしているのか、次のことについて答弁を求めます。

(1) 町民の利便性を図ることについて、どの様に進めるか具体的に答えを求めます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 2番 上羽場幸男議員の1問目でございます「行政のデジタル化を推進するとは」のご質問にお答えさせていただきます。

町民の利便性を図ることについての進め方、具体的にということでございます。

さまざまな分野におけますデジタル化を推進するための基盤整備といたしまして、議員今申していただいたように、今年度中に光ファイバ網整備を現在進めているところでございます。

この町民の利便性の向上を図るためには、行政サービスにおけるデジタル化につきましても、随時検討しながら可能なものから実施していくよう努めているところでございます。

具体的な事例といたしましては、国・県・周辺市町において実施されています電子申請の内容を精査したうえで、可能な業務の抽出を行うと共に、申請条件が整ったものから申請可能となるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、今年度からリニューアルいたしました世羅町ホームページに合わせまして、「LINE」によります町の情報発信を行えるように現在準備を進めているところでございます。

このほかにも、母子手帳アプリの導入、Web予約可能な新せらまちタクシー予約システムの構築、そして電子図書館の検討など、町民の利便性向上に向けて、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

またこれ以外にも町民のさまざまな利便性を高めるために上羽場委員長中心にですね、デジタル推進小委員会等もあるようでございますので、共にいろいろ

と模索をさせていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではですね、まずデジタル化の根幹をなす光ケーブル網整備工事の進捗状況について教えていただきたいと思います。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 光ファイバ網の整備工事の進捗状況でございますけれども、現在、現地調査を実施しておる段階でございます。進捗率で言いますと、まだ3%、4%といったような状況でございます。この現地調査、そして現地調査に基づきまして、各種申請手続きを行っておるわけですが、こうしたことが整いましたら、今の予定ですと8月くらいからですね、具体的な工事が着工される予定でございます。引き込み工事につきましては、まだ未定ではございますが、10月から11月といったところが早いところであろうと、そのくらいから引き込み工事、宅内工事が始まってくる、そのような状況でございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではですね、町としてはですね、どこにどのような問題意識を持ってデジタル化をしようとしているのか。たとえばですね、こういうことをやることによって便利になる、そして経費の節減ができるのかという意識をどこに持っておられるかというのを聞きたいです。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。非常にむずかしいご質問ではございますけれども、議員のほうの質問の中で触れていただきました第2次長期総合計画の後期基本計画、それから同時期に策定をいたしました第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略、これらの計画の中でデジタル化の推進、あるいはデジタル化の取り組みというところへ触れさせていただいております。

後期基本計画につきましては、デジタル化の推進という項目の中に、行政の

デジタル化の推進、そして地域のデジタル化の推進ということで大きく2つ項目立てをしておりまして、それをまた細分化した取り組みの方向性というものを明示をしております。

その中で行政のデジタル化の推進につきましては、町長答弁申し上げましたように電子申請等ですね、可能なものから随時実施をしていきたいというふうには考えておるところでございます。その他、業務の効率化、こうしたこともですね、デジタル化によって推進をしていきたいと考えております。また、町民の利便性という点につきましては、先ほど町長申し上げましたほかに、いろいろキャッシュレス化等ですね、さまざまな取り組みが考えられるところがございます。各課においてですね、そうした方向性というものを見据えながらいろいろ検討が進められている状況でございますので、デジタル化の推進によってですね、行政、地域それぞれ良い方向へ向かっていくよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 一応の答弁をいただきましたけれども、大体3月末までに今の光ファイバが整備が可能と。その後の町のデジタル化がどんどん進んでいくんだと思いますけども、ただやります、やりますというのは、当然やっていただかないけんのじゃけど、いつ頃までにどういうふうな思いをお持ちでしょうか。電子申請をやるとして、大体いつ頃からスタートしたいと思っていच्छいますか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。電子申請につきましては、広島県と市町で共同利用型電子申請サービスのシステムというものを構築しております。使用料のほう、毎年お支払いをしております。ですから、電子申請のベース、システム的なものはしっかり構築をされておりますので、あとはそのサービスをどの業務、どういった届出等で使用できるか、こうしたところになってくるかと思っております。近隣市町においてもですね、この電子申請サービスを利用しているところ、結構ございますので、そうした事例を基にですね、こ



これは企画課だけで判断をするということにはなりません、しっかりそれぞれの所管課と協議をする中で、電子申請サービス利用可能なものは随時この利用に向けてですね、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それで電子申請をするについてはですね、個人認証ということが非常に問題になってくると思うんですが、これはどういう形で個人認証を取られますか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えをいたします。個人認証につきましては、登録して、IDなり、パスワードの発行というものが基本になります。それと詳細について把握してないところがございますけれども、マイナンバーカード、これも活用した中でそうした認証を行うということも考えられるというふうに考えております。この点につきましては、先ほども答弁申し上げましたけれども、実際に電子申請サービスを運用されている自治体、こうしたところの事例を参考にですね、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今、個人認証についてマイナンバーカードというお話が出ました。これは国としても進めていることで、これを利用しない手は全くないわけですが、過去にも私、質問したことがありますけれども、本町においてどのくらいの方の加入率があるかということ。そしてまたは加入率が低かった場合にですね、それをこのどうでしょう。今、デジタル網ができるまでにどんどん進めていくことをやっていただきたい。そして今回のコロナワクチンの接種に関してもですね、そういったものが使えることによってですね、混乱なくできるんじゃないかなという考えもありますので、是非ともこの機会を捉えてですね、どんどん進めていくことを望みます。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） お答えいたします。議員ご質問のマイナンバーカードについてでございます。マイナンバーカードの現在、世羅町における取得の数でございますが、5月23日現在の取得率で言いますと、25.4%。約4,000の交付をさしていただいておりますというところでございます。取得の数におきましてはですね、毎月大体、上下するところではありますが、3月、4月と月400件、500件という形で伸びてきております。それまではですね、多いときで200、100といったところを前後してきたわけでございますが、急激に伸びております。これがこのままいくのか、それとも一旦下がるのかは私のところでも読むのがなかなかむずかしいねというところで考えておりますが、国においてもそうでございますが、町としてもですね、今後、機会をみて周知をする中で、できるだけ早い取得をしていただくように考えておるところでございます。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 是非この機会を捉えてですね、100%を目指していくように、目標をきちっと定めてですね、やっていただくことを望みます。

それでは次、高齢者がですね、使いやすいシステムでないといけないとこのことについては思いますがどのような方策をお考えでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。これ以前にもご質問いただいておりますけれども、そうした高齢者等等ですね、デジタル技術の活用というものがなかなかなじまない、なじまないというか、それに慣れておられない方々に対して、そうしたものの活用支援というものを図っていく必要があるということで、国のほうもですね、今年度特にスマートフォンを活用したいろいろなそうした申請方法でありますとか、情報入手でありますとか、そういうものをわかりやすくお伝えする、そうした教室といいますか、講座といいますか、そういうものをですね、全国で展開していく予定としております。世羅町においても特に携帯電話等販売されているお店のほうを中心になってですね、そうしたところを行っていかれる予定というふうには伺っておりますけれ

ども、具体的にいつの時期からどういうふうにというところは、まだ詳細なところは把握はしておりません。その動向というものをですね、注視しながら町としてどういったデジタル技術の活用に向けた支援というものができるとかということを検討していきたいというふうには考えております。

国のほうではそういうショップ以外にですね、地域の社会福祉協議会等を通じて自治センター等会場にですね、先ほど申し上げたような講習会的なものをですね、やっていくようにというところも視野に入れているということは聞いてはおりますけれども、これも具体的にいつからというのを詳細には把握はしておりません。そうしたところも注視しながらですね、町としてどういったことができるのかというのをしっかり検討してまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のようにスマホ、その他インターネットはなかなか高齢者にはむずかしい。コロナウイルスのワクチン注射の予約にしてもですね、非常に手間取った方が多いということは皆さんもご存じだと思います。高齢者においてはですね、インターネットでの情報を得るのは非常に困難だと推測されるわけです。ですからそれに替わる、替わるというか、近くて替わるようなもの、今、世羅町ケーブルテレビで専用チャンネルを持っていますので、そういったものを情報発信に使うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） おっしゃるとおりだと思います。実際、今現在においてもケーブルテレビを活用してですね、町の情報等発信をさせていただいているところでございます。ケーブルテレビの場合は、テレビをご覧になる時間等によってみられる情報というものは限定をされるわけでございますけれども、昨年4月からデータ放送の活用というものも始めております。データ放送につきましては好きな時間にですね、そのデータ放送を活用することによっていつでも好きなときに好きな情報をみていただくという、そういうサービスも始めておりますので、是非そうしたデータ放送の活用も有効に利用していただ

きたいというふうに考えておるところでございます。データ放送の使い方がわかりにくいというようなお声も頂戴いたしましたので、また昨年度も広報せらのほうで利用方法等ご説明しているところでございますけれども、改めてまたデータ放送の視聴方法等についてですね、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のことについてはもう少しあとでもう1回違う形で質問させていただきたいと思っております。

町民の利便性を図るということですね、私、常々考えていることがありまして、公立世羅中央病院のですね、受診予約ができるようにしていただきたい。インターネット、スマホ、その他で。そして合わせてですね、診察後の会計もですね、今のような非接触、キャッシュレスでできるように。あらかじめ指定された口座、町民税の引き落とし口座、その他のようなものですね、登録されておって、それから落ちるといようなことを考えていただけないかなと思うんです。と言いますのもですね、診察後の会計もかなりの時間待たされるわけですね。診察3分で終わったと、時間帯によってはかなりの時間会計に待たされると。そして予約もですね、朝早く来て、窓口で予約して2時間後の診察ですということもかなりあるんで、そういうことをできれば中央病院に限ってはですね、できないかなというのが望みではあります、いかがでしょうか。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 中央病院の予約システムについて、これについては、行政の仕事というよりも企業団の業務に関わることでございますので、私のほうで聞きとめてさせていただいてですね、しっかりお伝えさせていただければと思います。

現状、中央病院の診療科、ほとんどがですね、今、事前予約になってございまして、待ち時間はかなり短くなってきてございますが、先ほど申されましたように会計等においてですね、やはり待っている方も長く待っていらっ

しゃる方もいらっしゃるというふうに捉えます。今後そういった診療関係、一番よろしいのではですね、かかりつけ医等も含めてですね、すべてそういう医療システムがセキュリティをしっかりとった中でですね、進んでいけばよろしいのかなとは思っているところではございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは次の（2）行政側の現状と今後の進め方について具体的にお答えを求めます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは2点目の「行政側の現状と今後の進め方について具体的に答えを求める」のご質問にお答えをいたします。

町といたしましては、広島県が主催する「広島県・市町情報人材研究会」や、広島広域都市圏協議会 ICT 推進協議会そして備後圏域連携協議会デジタル化検討会議など、各種会合に参加し情報収集に努めているところでございます。

今後につきましては、既に組織体制の整備などに取り組まれている自治体の事例を参考にしながら、町のデジタル化推進体制の確立を図ることが重要と考えております。

加えて、国の「地域情報化アドバイザー派遣制度」の活用について、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、行政や地域のデジタル化を着実に推進していくことができるよう、全庁的な取り組みを進めてまいり所存でございます。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先程ありました地域情報化アドバイザー派遣制度について少し詳しく教えていただきたいと思います。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えをいたします。これは国のほうで行っている制度でございますけれども、地域が抱えるさまざまな課題を解決するため I C

Tを利活用した取り組みを検討する地方公共団体等からの求めに応じてICTの知見等を有する地域情報化アドバイザーを派遣してICT利活用に関する助言等行っていただくという制度でございます。

令和2年度におきましては、全国227の地方公共団体でこの制度を活用されていると、そのように伺っております。

派遣内容として、主なものとしては、人材の育成活用、それからテレワーク、自治体におけるシステムの構築、こうしたことで派遣制度を利用してですね、さまざまな助言等をいただいているというふうに伺っております。本町におきましてもやはりこうした専門的知見を有する方ですね、助言等があれば相当心強いと、そのようにも考えておりますので、この派遣制度の活用について現在、検討を進めている状況でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それの期間というのはどれくらいをお考えでしょうか。今から、来年度から1年間とか。そういった形でのお考えをお持ちでしょうか。それともまたそのことについては何もお考えでないでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。期間的なものについてはまだ確たるものというか、確定したものがございません。まずこういった内容ですね、こうした派遣制度を利用し、助言等いただくのか、そうしたところを今、精査をしている、そういう状況でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） わかりました。それですね、次、情報をですね、効率的に伝えるためにはケーブルテレビ、先ほど使ったらいいなということをおっしゃってます。ただそれにはですね、加入率というものが非常に問題になってきます。今、加入率でそれが可能になるのかどうかということも含めましてですけども、100%加入していただくことが一番、利用する側としてはいいわけですが。そうしていただくことによってですね、音声画像両方で発信できる

ので、耳の不自由な方であったり、目の不自由な方であったりする方々にですね、うまく情報が伝わるということも考えられます。

たとえばですね、今、町の広報など紙媒体を使っておりますけれども、それをケーブルテレビの発信に切り替えることなどによってですね、紙媒体のほうの経費の削減はできるのではないかと。ただその削減した経費を持ってですね、ケーブルテレビの利用料を下げてください、加入率を上げるという考えもあると思います。そしてこういった情報発信をするということは町政のひとつの、一部の仕事でありますので、そういうことをするとしたらですね、当然テレビの利用料というのを下げていくということも当然、考えてもいいのではないかなと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。広報紙ですね、広報紙を通じて町民の皆さまにお届けしている情報、これらのうち、すべてではございませんけれども、ケーブルテレビのほうを通じてそうした情報をお届けしているという実態でございます。この広報紙すべてをですね、ケーブルでというのは少しちょっと乱暴かなというふうには考えております。

ケーブルテレビの利用料の引き下げについてはですね、これは特別委員会のほうでも申し上げたかと思っておりますけれども、当然、その運営していただいております三原テレビ様、この収支、経営状況、そうしたところも考慮に入れながらですね、引き下げが可能かどうかというものは、検討は、そうした時期になればですね、検討してまいりたいというふうには考えております。

情報については、やはりひとつの媒体を通じて発信するというのはですね、何か有事の際には非常にその情報が届かない可能性もございます。したがって、やはり情報というものはあらゆるものを通じてですね、発信をしていくということも必要になってくるのではないかと考えております。先ほど1項目目のご質問に対する答弁の中で、今現在「LINE」による町の情報発信を行えるように準備を進めているというふうに町長のほう答弁申し上げましたけれども、こうしたいろいろな情報発信ツールというものを活用する中で、必要な情報を必要な方に適切に届けられる、そういうシステムの構築を目指してまいり

たいと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 行政のデジタル化ということはですね、やっぱり何かを変えていかないけんということですね。ですから今のような紙媒体のものにずっと頼るのではなくですね、今、私が現在65歳ですけども、何とかパソコンも使ってます。スマホも何とか使えます。ただこういった年代の者がどんどん上にいくわけですね。10年後には私も75になるわけですが、そういった人が今後、増えていく、使った人が増えていくわけですから、今後の長い時間、急に物事を変えるというのはたいへんむずかしいので、長い時間を、あるプランを持ってですね、考えていただきたい。今急にああする、こうするということだけを考えるのではなくてですね、だから紙媒体をなくしていくというのは今日、明日のうちとかいう問題ではなくてですね、やっぱりそういうことを念頭におきながら進めていかないけんんじゃないかなということを考えます。だから今のケーブルテレビの加入率にしてもですね、是非とも上げていってですね、それで加入者が増えることによって、運営会社にしても加入者が増えて総額が増える。下げても総額は変わらないというような形でですね、収入を確保できるのではないかな。または町のそういった部分の浮いた予算でですね、そういったことをできるのではないかなという気がいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員のほうからすばらしい提案をいただきました。行政としてもペーパーレスは進めていく必要があると思います。確かに広報紙ひとつとってもですね、かなり年間かなり費用かけてございますし、やはり高齢化と共に、冊子であればみるかと言えぱですね、やはり字がこまくて見えなとか、なかなかむずかしいものもあろうかと思えます。やはりパソコン等でみれるようにはしてございますけども、ホームページで。ただそれもですね、なかなかみやすくしていこうと思えばですね、もっと工夫が必要だと思えます。議員おっしゃられますように、ケーブルテレビ、テレビの機能がですね、もっと革新的に5G、6Gとなっていく段階でですね、今度はモニターとしてのもの



のではなくて双方向通信といった形のものにもですね、進化していくことも今後考えていかれます。そういったもちろん町の広報紙、議会だより、すべてそういったペーパーの部分です、どういふふうに切り替えていくかという、そういったところは出て来るのではないかと考えています。さまざまなところですね、進化は進んでいきます。今後そういったネット社会がですね、高齢化がイコールではないと思います。先ほど言われましたように、どう身近に、近くにインターネットがあるといったところですね、いろいろと町のほうとしてもこのネット社会をうまく利用してですね、行政システムの構築にも努め、町民の利便性にも努めていきたいと思っております。

○議長（米重典子） 次に、「スマート農業の推進はどのように図るのか」

2番 上羽場 幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは項目2 「スマート農業の推進はどのように図るのか」

現在、西大田地域において農地の大区画化を進める工事が始まろうとしております。耕作放棄地の増加、就労者の不足、コスト削減などなど、さまざまな問題に向けて効果が期待されるところであります。この機を逃さずスマート農業の推進を図るべきと考えますが町のお考えはいかがでしょうか。

（1）スマート農業への取り組みの現状はどうでしょうか。問います。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは上羽場議員、2問目でございます「スマート農業の推進はどのように図るのか」のご質問にお答えさせていただきます。

この西大田地区でのほ場整備、農地の大区画化でございます。これは以前よりご承知いただきますように法人連携ということで、西大田地区で進めていただきました。その中にフォアスであったり、区画整理であったりさまざまなことをですね、計画的に行うということを進めていただきました。そういった連携活動は町にとっても大きな宝にもなりますし、今後に期待できる新しい農業でござ

います。お陰様で、議会と共にですね、農水省へ要望活動行ったことによって今後に順調にですね、そういった国・県のお力添えがいただけるという確信も持っている状況であろうかと思いますが、うまく進んでいくことをですね、願うばかりでございます。

その中にスマート農業の考えでございますが、確か議員も一緒にですね、県のそういった担当課とスマート農業を勉強する会というのを設けていただいたと思います。私もその現場には行かれませんでしたけれども、その後のお話を聞く会の中ですね、今後役員レベルでなく全体的ですね、そういったスマート農業考えていこうということで、いろいろと検討いただいているものと感じております。

この農業法人においてドローン技術を活用されました共同防除の取り組みが行われるなど、スマート農業技術が導入され始めたところでございます。現在、町におきまして具体的な事業は行っておりませんが、本年度は、広島県におきまして、スマート農業技術の導入による収益力を高める経営モデル確立に向けた事業を実施される予定でございます。

前にも申し上げましたが、県が技術センター設けておられますが、そこでのICT化というものもですね、ハウス園芸作物で取り組んでおられます。かなり経費のかかることとはなっておりますけれども、収益率もかなり上がるということで、どこでペイするラインかというところもあろうかと思っております。機械導入等も自動運転等々進んでいきますけれども、そういった経費とですね、うまく見合う農業が進められるのが本来農業経営にあたっては必要だと思っております。

またこういった法人のみならず個人農家においてもですね、いかにこういった省力化、またコスト低減、そしてより良くいいものがどうやったらできるかというような取り組みにつながるように、町もしっかり研究をしながら各機関と共にですね、このスマート農業研究して努めてまいりたいと思っております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは次の2、今後の展開において具体的な方策をお考えでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） それでは2点目の「今後の展開について具体的な方策を考えているのか。」についてでございますが、担い手の減少が進む中で、持続可能な農業を確立するためには、スマート農業技術の導入による効果が期待されておるところでございます。こうした技術は、実装段階にあるものもございしますが、導入コストに見合った利益が得られる技術までに確立されてまだありません。

当面は、本年度実施される広島県の実証事業、この成果をはじめ他の活用事例等の情報収集に努めて、世羅町にあったスマート農業技術の活用を検討してまいります、このように考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 県取り組みの実証事業と言われましたが、これに世羅の団体は入っておりますか、どうでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 県が取り組む実証事業につきましては世羅町で名称はまだ申し上げられませんが、1経営体が、内容についてはぶどうということで行われる予定と聞いております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） この実証事業に対してですね、取り組みの公募というようなものがされたと思うんですが、これについて世羅町のそういった法人ないし個人にですね、こういったことの情報提供はされましたか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。これにつきましては広島県が事業主体で行っておりまして、県のホームページ等々に問い合わせさせていただくという形態をとっておられるようです。

特に今年度コロナ禍におきまして直接会って話をしたりというようなことを

可能な限り減していきたいということでもありますので、可能であれば電話で問い合わせをしてくださいというようなことがありました。またホームページのほうにアクセスをしていただくという話を聞いております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） なかなかですね、こういった情報をですね、個々に拾うというのは非常にむずかしいというか、私も拾った時点で応募期間が切れておりまして、「もう過ぎとるじゃないか」というようなことがありました。こういった情報提供をですね、町がどれだけ手をとるかわかりませんが、進んでやっていただくようなことをお願いしたいと思うんですが。そうすることによってですね、今のスマート農業の推進、そういったこともどんどん進んでいくと思うんです。この実証実験に関して内容がはっきりわからんですけども、初年度2000万、あと2年、3年目で1000万ずつというようにいろいろ援助があるようです。そういったことをですね、今後もどういうんでしょう。情報があつたら飛びつくという法人もおりますので、そのことについて積極的に情報をいただけるものかどうかというのを教えてください。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。情報提供につきましては把握をした限りお伝えをするようにしたいというふうに思います。

ちなみに今回の広島県の事業なんですが、テーマを県が持っておりまして、テーマが3つございます。ひとつはほうれん草及び小松菜の栽培。これの実証。テーマの2つ目、これがカット用の青ねぎ。これの栽培における効率的な一貫体系の構築。テーマ3、これがぶどうの大規模経営の実施に向けた効率化を目指すものでございまして、世羅町においてはこのぶどうが一部あたるというものでございます。

今後においては広島県、国からの情報があり次第にですね、法人協等々を通じて情報の提供はしてまいりたいと思います。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） そのテーマの中にですね、水稲100ヘクタール以上効率的に栽培するというのがあったと思うんですが、そういうのは世羅町に当てはまる場所があります。そういったところをどういう形で県から町へ情報が来るかわかりませんが、個々の団体、個人で見つけるよりは早いと思うので、是非ともそういったことに力を入れていただきたいと思います。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。私どもで把握しているものにつきましては、水稲ではなくて、水田を利用したものの100ヘクタールというのであれば、キャベツの栽培を全国的にですね、100ヘクタールの産地を作るといえるものは把握をしておりますが、水稲については申し訳ありません、私のところでは把握をしております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではもう1回、それは私、確認してみます。

それではですね、次、個人農家でですね、スマート農業に取り組むというのは非常に無理があります。経費の面からですね。法人も単独では今の経費の面からとってむずかしい面があります。費用対効果ということもありますし、となるとそこでは必ず連携というものが考えられるわけですが、その連携をするのにですね、なかなかまたこれがうまく連携ができない。連携というのは一緒に組んで物事をやろうというよりは、機械の利用、スマート農業に対してですね、理解を深めるというような意味のことだと受け止めていただきたいんですが、高齢者の方が従事されていることが多いんですね。実際、スマート農業に対して理解を得られるのは若手の農業者の方だと思います。若い人というのはまた発信力がなかなかむずかしいと。法人の中でも年寄りが幅を利かせておりますので、そういう方達がなかなか理解をしていただかないと進んでいかないという面があります。若手の方は結構そういうことに積極的に取り組みたいと思っていらっしゃいます。

そういったことを町の産業振興課のほうでですね、何とか機会を捉えてですね、そういう代表または個人をそんなに大規模、コロナ禍でありますので、そ

んなにたくさん的人数でなくても小さいグループです、何度かこういう情報、またはこうやったらいいなというようなことをですね、伝えること、または考えていただくことの間を作っていただければどうでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。機械の共同利用、数十年前までとは言いませんが、今の法人ができる以前については、トラクターにしても、田植え機にしても、少し大きいものを営農組合で共同利用してみようじゃないかという取り組みがございました。それが法人になり、法人になって今度はスマート農業で、今、特に話に出るものはドローンの使用ですね、が特に多いようなんですが、今後においてはスマート農業もドローンのみならずクラウド型の生産管理システムでありますとか、これも一部ドローンを使用するんですが、こういう部分になって、先ほどの質問にもあったように、若いもんでないとわからんんじゃないかと言われることも多々あると思います。確かに高齢の方もその認識を持っておられるとは思いますが、なかなか譲ってもらえない部分もございますので、議員ご提案いただきましたように、何らかの方法があればですね、町、産業振興課のほうでそういう中を取り持つといいますか、協議の場は設定してみてもいいというふうに思います。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 声が上がらなくてもやっていただきたい。ということは町の農業、スマート農業を推進するということを前提に掲げておるわけですから、それを積極的にやるということは仕事だと思っております。

次、今の組織、勉強会または体験会ですね、これを積極的に企画をしていただければと思います。そうすることによって、参加数があるかないかというのはまた次の問題としてですね、こういったことを町としては取り組みたいよということで進めていただきたいと思います。それでは以上終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） いろいろ提案いただきありがとうございます。折をみ

てですね、農業機械メーカーがいろんな新技術の試乗会等も行なわれております。私も参加したいと思うようなものもたくさんありますけれども、結構いろいろ高価なものもございます。そうするとやはり共同で購入なり、リースなりさまざまなことができますね、来るのではないかと思います。課長申し上げませんが、若手農業者ネットワークというのございまして、私も去年総会に出る中で、若い方で提案をしっかりとしていこうじゃないかというようなことがあります。予算は微々たるものなんですけども、町にとってこういう農業をやったらどうかというような意見、またスマート農業に対する研修等々をですね、しっかりとそういったところでもやっていただければと思います。ほんと、町内で大活躍いただいている若手の方々の集まりでありますので、今後担当課通じてですね、そういったご意見もしっかりいただく中で、どういうふうな仕組み、また研修会等々が可能か模索してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（米重典子） 次に、「農業用ため池の管理及び保全について」 2番 上羽場 幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは次、項目3、「農業用ため池の管理及び保全について」ため池の管理及び保全、また修繕のですね、関係者の減少などにより農業を取り巻く現状、意識の変化によって困難な事例が多いと考えますが町はどう捉えていらっしゃるでしょうか。

（1）対象ほ場における農地所有者と営農者の立場をどのようにお考えでしょうか。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは上羽場議員、3問目でございます。「農業用ため池の管理及び保全について」のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございます「対象ほ場における農地所有者と営農者の立場をどう考えるのか」でございます。所有者、営農者違う場合、これは中間管理事業

等も含めてでございます。また今回ため池について、受益者と、また持ち主とがさまざまに違うということもでございます。そういったところも鑑みながら、そういった営農活動もしっかり進んでいただけるように、また特定ため池、危険ため池等の、危険の調査ございまして、所有者を明らかにしようということで調査が行われ、そういった実際、使用する方、またはその地権者の方、それぞれ明確にしてですね、今回私もちょうど関わったんですけども、実際、町としてもですね、そういう県からの通達を受けてそれを調べるのにですね、相続ができてないところはかなりあるということで、どなたが今、受益をされてますかとかいうことの調査がありました。こういう場合はため池が決壊したときに、いわゆる家とか、そういう施設などに甚大な被害を及ぼすようなため池等についてはですね、やはり管理を徹底していただくというひとつの目的で行われているものでございます。

議員がおっしゃられました管理と保全の内容でございます。高齢化また仕事などによって耕作ができない農地所有者と農業経営規模の拡大を図りたいという意欲ある耕作者との間で、「農業経営基盤強化促進法」第 18 条の規定によります農地利用集積計画や、「農地中間管理事業の推進に関する法律」先ほど申し上げました第 18 条の規定による農地利用配分計画を定めまして、農地の賃借の権利設定（利用権設定）を行うことによりまして、農地の有効利用や担い手の経営規模拡大、新規参入の促進を図り、農業用ため池をはじめ、農業用水路などの農業用施設の管理や保全につなげていきたいと考えているところでございます。

○ 2 番（上羽場幸男） はい、議長。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） いろんな法律があつたりするんですけども、ただ今、農業用ため池を、どういうんです？今の危険なということであつたり、修理しないといけないということが目前に迫つとるわけですが、ただ受益者というものはほとんど地元、そこへずつとおる人でない人、私らの例で言いますと、法人、地区外の法人であつたりすることもままあるわけです。そしてその法人は水稻を作りたい。ただため池を修理しないといけない。それは基本的に地主さんですね、地主さんがため池の権利を持ってらっしゃる方が修理をしていくのに修繕費を出していくという受益者負担と、もうひとつは地権者の負担という



こと、両方が考えられるわけですが、そのときに地権者の方、この地元にはいらっしやらない方も結構いらっしやいます。そして「私のところはもう田んぼ作る気はないから、それであなた達に任せただから、もうあなた達でやってください」とかいうことが多々増えとるわけですよ。そこには、じゃあ、修理できんじゃないかと。たとえば今の私の頭の中にあるところでは大体修理費用が5、6000万かかると言われておるわけです。それが人家に危険を及ぼさないということで補助率が低いといったときにはすごいお金を準備せないけんとなりますけども、これは準備できないという、なかなかね。今のお米の値段であったり、いろんなことを考えたときに。そしてそれがそこをやってあと何年そこで耕作できるかということも保証されているわけではありませんので、その負担というものが個人で出せない、また法人で準備せないけんわけですから、法人の中での話しもなかなかむずかしいということも上がってきます。そういったことに関して町としては何か方策があるとお考えでしょうか、どうでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。農業農村整備事業に関しましては、議員おっしゃられましたように負担金、分担金が必ずついて回るのでございます。これにつきましては先ほどのため池、地権者の方、所有者の方、またそこを使用される方、もしくは直接ではないんですけど、水が来て受益を受けている方、それぞれ立場はあると思います。それぞれの農業農村整備事業に関する負担金・分担金、町のものも分担金条例、3月にも上程をさせていただきましたが、これにつきましては、受益を受けるものから徴するというのでございますので、法令等で地権者から、もしくは使用者からというような明確なものはございません。したがって土地の所有者が近くにいないと。たとえば遠くに出ておられるんですけど、「何でも任せるわ、そのために任せただから。そっちでやってほしい」というのも意見のひとつでございますので、そこは使用者、利用者の方、受益者の方で協議をしていただいて、何とか捻出をしてもらう以外に方法はないというふうに考えます。町のほうでできるものというのは補助率を上げる方向であればいいんですが、これにも限界

がございますので、今のところでは一番有利な方法、方法というのは補助事業、これの紹介をすること。それと地元の方で調整してくださいという願いをすることしかないというふうに思います。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ちょっと私、いろいろ言い間違えたとか、順番を頭の中でまちがっておりました。質問項目2にいきます。（2）町として問題解決にどう関わることができるか。先ほどおっしゃったこととかぶるかもしれませんが、もう一度お願いいたします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） それでは2点目の「町として問題解決にどう関わるることができるのか。」についてお答えをいたします。ため池の管理や保全の具体的な取り組みといたしましては、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」これの第4条の規定によります農業用ため池の届出やため池関係者の情報を通じて利用実態をまず把握をするということでございます。この利用実態を把握し、農業用水として利用するため池は、管理体制や劣化状態を踏まえ、計画的な改修や補強工事を推進してまいります。

また、農業用水として利用されなくなったため池、これにつきましては、低水位管理を行っていただき当面の安全性を確保しながら、ため池廃止に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ちょっとぐじゃぐじゃになってきました。私のあれで。今、受益者の負担とかいう話が先ほどありました。地権者の負担、権利者の負担、そういったことに関してですね、今世羅町でですね、ため池で灌漑をされておる耕作面積というものは把握されておりますでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 耕作面積については把握はできておりません。

ため池の利用・使用に関する届け出、先ほど町長からも答弁もあったんですが、届け出をしていただいたものについては、利用面積ではなくて、ため池そのものの堤体工であるとか、堤長であるとか、の届け出でございますので、その利用した受益面積については把握できておりません。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 世羅町においてため池の数、私もハザードマップなどで拾ってみますと、たいへんな数があるわけですよ。あれにはハザードマップに載ってないため池もかなりあると聞きました。その中で今、私が最初に言ったような修繕費用の捻出とか言うたことに対してですね、それがどちらも出すことができないというような事態も想定されるわけですけども。そうなったときはそれは当然耕作放棄地となっていくと考えられます。それはひとつのため池で1ヘクタールずつあってもすごい数になっていきますので、そういうことが想定されると思いますけども、それに対して今の補助率を上げて何とかするとかいう話も今、聞きましたが、それは町単独でも非常にむずかしいところがあるかと思えますけども、最終的に、の話しというのはすぐには出ないわけですけども、大体どういうふうにやりたいとお考えでしょうか。こういう問題というのはそうですね、3年、5年先にはどんどん出てくると思うんです。そういったことに関して今から心構えというかそういったところをお聞きしたいと思えます。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。負担金の捻出が非常にむずかしいということですが、事業費が当然、大きくなりますのでそういうことが起きてくるんだろうと思います。先ほども答弁させていただいたんですが、農業農村整備事業につきましては受益を受けておられる方がたとえば農道であっても、水路であっても負担金はいただくと。公共事業であれば、もちろんそういうふうになってまいります。3年先、5年先でですね、営農ができなくなるんじゃないかという話も今、ございましたが、ため池につきましては可能な限り低水位で管理をしていただいて、降ったときに壊れない状態、ま

ずは危険な状態を回避してもらおうというのがまず一番だろうと思います。下流に民家があるとなりますと、放っておいて壊れましたということにはなりませんので、水が必要な時期においてこれも適正な管理をしていただいて、水を溜めて必要なときだけ流してもらおうという方法を取っていただくしか、今のところは負担金は出ないということになると、直接的に町としてのお手伝いができる部分はないかと思います。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今回の課長のお話しですと、耕作放棄地もしょうがないというふうに捉えるわけですが、それで、そういうお考えでよろしいですか。確認します。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 水が必要な時期には水を溜めてもらって、それ以外の時期では低水位で管理をしていただきたいと申し上げておりますので、水がある時期にも低水位管理したままで耕作ができなくなるというものを推奨するものではございません。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それは課長のおっしゃっておられるのは地元住民の危険ということ、低水位で管理しろということとはわかるんですよ。ただ、いずれ修理せないけん。恒久的な問題、恒久的な対策ではありませんので、地元からは何とか修理せえよということが必ず話に出てくる。そういったときに混乱がしないようにと思うて私は申し上げているつもりですが。大体そういったところの考え方をどういうふうに、今すぐ問題解決するというのは非常にむずかしい問題だと思います。地元委ねられるというのも、これはとても負担が大きいというか、解決のしようがないという部分がありますので、そこにおいてどういう考え方で接したらいいか、接するべきか、または接しますよというふうに、そのところを明確に聞きたいのですが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。このため池事業ではないものです、農業関係の事業がございまして、これについては負担金部分を5年間、または7年間であるとか、積立を少しずつしていただいて、たまった時点でそれを負担金、分担金に充てていただくという方法をとる事業もございまして。今の農業法人、または個人の方も含めてなんです、1年間に数字はわかりませんが、いくらかずつでも積立をしていただいてですね、壊れる前には当然、事業が必要なんです、それを糧にして事業を推進をしていただきたいというふうに考えます。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の積立という話ですけども、それはため池にも当てはまることでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 積立というのは、地権者、受益者の方で行っていただくものでございますので、町が積立をしておくとか、町にお金を預かっておくとか、こういったものではございません。地権者、受益者の方で積立をしていただいて、それを分担金、負担金に充てていただきたいというものでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） なかなかむずかしい問題というのを私も認識しております。そういったことからよけいここに持ち出したわけですけども、こういった相談ごとというのはどんどん増えてきます。今私が受け持っているだけでも何件かあります。ただこれに関してはですね、明確な答えができないというのが事実であります。それによってアドバイスもなかなかむずかしいです。大きな費用がかかってまいります。これは地権者の方などに電話を最初、遠くにいらっしゃる方に電話をしてご相談を申し上げるんですけども、最初は電話に出ただけなんです、3回目くらいになるともう電話にも出ただけな

いというようなことが起きてまいっております。なかなかむずかしい問題であることはもう承知しておるんですが、是非ともそういったことに関してですね、関心を持っていただいでですね、何とかいい解決策がないかということも探っていただければと思います。以上で質問を終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 確かに議員おっしゃられるようにですね、なかなか地権者の方も今の世羅町の農業での実態を掌握されてなくてですね、時折帰れば、きれいに草が刈ってあって作付してあるところしかみてない部分、本来苦労されておりまして、このため池等においても堰堤の草刈り、またあれでもですね、クラックが起きていれば早急に直さなくてはならない。低水管理もしなくてははいけない。さまざまな困難があることをですね、わかっているのはむずかしい部分あります。過去、このため池造ってきた経緯というのは世羅町は特に分水嶺でございますので、他の地区に比べて池、ダムも多くございます。そのときには過去、人夫がかなり出てですね、地域、たくさんの方々である山を削ったり、土地を削ったりして堤体を造って、水を溜めるようにしてですね、水路を確立されて、今の田んぼ、昔は段々畑のようなちっちゃな田んぼですね、水も溜まりやすかったという形状でございます。

私も2つのですね、池の管理に携わっているんですけども、実際、なかなか手が行き届かないというところございます。行く道ですらですね、なかなか草が刈れないという状況にもなりますが、やはりなかなかでみも少なくなってですね、山をきれいにしなくちゃいけないというのはあります。それと水利権がやはりありますので、そういったところの受益者についてはですね、やはり管理を今後も継続的にする必要があります。なかなかでもそういったところですね、普段法人等でもしっかりそういった管理されているとは思いますが、なかなか行き届かない部分がもう忙しくてですね、そちらのほうに手が回らないという状況もあるのかもしれない。過去ため池については渇水対策のときにですね、私も補助を受けたことがあるんですが、過去。やはり浚渫に近いものであったり、堤体をたたいたりしてね、結構水が溜まりやすくして、自分らで補修が効くうちにですね、そういったものを早く対応していこうとい

うことがありました。それも必要なことだと思うし、先ほど言われましたような工事費が約5000万も、1億もかかるような場所についてはですね、なかなか早くも決断がつきません。そうなるそうですね、やっぱり地域でしっかり話し合いを持っていただき、今、課長申し上げましたように、将来的な展望を見据えてですね、計画的な修繕、また対策を練っていくようなところをですね、町も寄り添ってどういうものが活用できるか、どういった形が望ましいかというところへ、やはり一緒に考えさせていただく必要があるかと思います。農業法人等が使われる場合もありましようし、個人農家ですらですね、今頃水はなかなか簡単に流れて来ないというような状況、池がかりでない、ほんとでみで造っておられるところもですね、あります。そういったさまざまな広い視野でですね、営農活動ができるように町も寄り添いたいと思います。

○議長（米重典子） 以上で、2番 上羽場 幸男議員 の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、終了しました。

本日は、これで「散会」します。

次回の本会議は、6月4日 午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

---

散 会 15時20分